

第 1 部 障がい者計画
（平成30年度～平成35年度）

第1章 現状と目標

第1節 障がい者等をめぐる現状

1 障がい者等の現状

《市の人口》

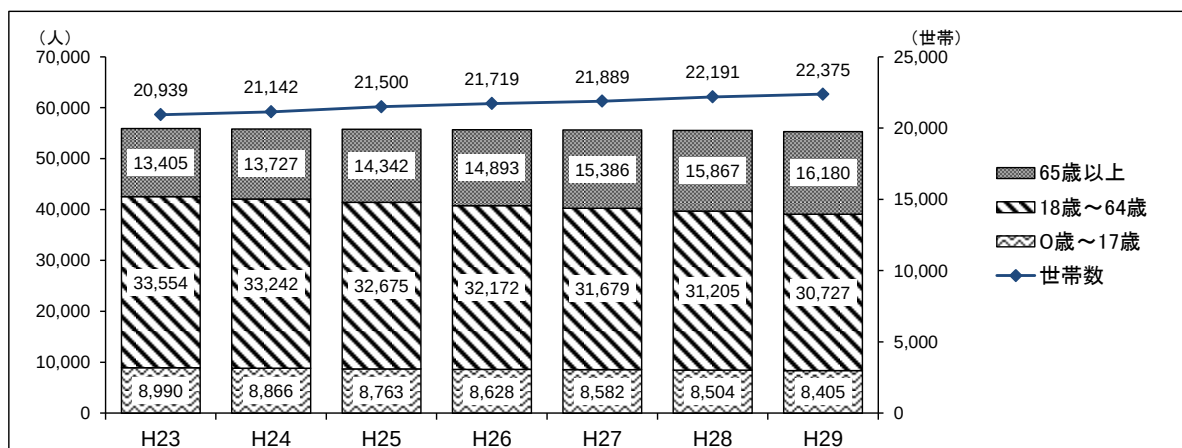
本市の人口は、55,312人（平成29年4月1日現在）で、障がい児※⁷に該当する17歳以下の層及び18歳から64歳までの層の人口がともに減少傾向にある中、65歳以上の年齢層は増加傾向にあり、少子高齢化社会を象徴しています。

■人口・世帯数の推移

（単位：人）

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	55,949	55,835	55,780	55,693	55,647	55,576	55,312
0歳～17歳	8,990	8,866	8,763	8,628	8,582	8,504	8,405
18歳～64歳	33,554	33,242	32,675	32,172	31,679	31,205	30,727
65歳以上	13,405	13,727	14,342	14,893	15,386	15,867	16,180
世帯数	20,939	21,142	21,500	21,719	21,889	22,191	22,375

※各年4月1日の住民基本台帳登録人口



※7 障がい児：障がいのある18歳未満の児をいう。

《障がい者の状況》

身体障害者手帳交付者数は、平成29年3月31日現在1,758人（人数は障がい児を含む。以下同じ）で、平成22年度と比較して1.07倍となっています。等級別にみると、1級・2級の重度障がい者が全体の52.4%（921人）を占めており、また、障がい別では肢体不自由と内部障害で81.3%（1,429人）となっています。

また、年齢別でみると65歳以上が1,261人（71.7%）を占め、障がい者の高齢化が顕著に表れています。

知的障がい者に交付される療育手帳の所持者は、449人に増加しており、そのうち重度障がい者（A及びA）は231人で、51.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者^{※8}は325人で、精神科に通院して自立支援医療（精神通院医療）制度^{※9}を利用している人は、672人となっています。

その他、指定難病特定医療受給者証^{※10}、小児慢性特定疾病医療受給者証^{※11}の交付を受けている難病患者はあわせて411人で、微増傾向にあります。

※8 精神障害者保健福祉手帳：一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付される。障害福祉サービスをはじめ各種支援を受けることで自立と社会復帰及び社会参加を促す。

※9 自立支援医療（精神通院医療）制度：精神疾患治療のための通院医療費の90%を保険と公費で負担する制度で、障害者総合支援法に基づく。

※10 指定難病特定医療受給者証：対象疾病に罹患し、病状が一定の基準を満たすかまたは高額な医療費を支払っているかに対して、医療費を助成するもの。

※11 小児慢性特定疾病医療受給者証：対象の疾病に罹患した小児の医療費を助成する制度により交付されるもの。

第1部 障がい者計画

■障がい者数の推移（身体）

区 分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成28年度		対 22年度 増減数	28年度 /22年度 伸び率 (倍)
								実数	構成比 (%)		
身体障がい者計		1,613	1,594	1,608	1,617	1,603	1,639	1,723	100.0	110	1.07
等級別	1級	530	534	533	546	537	560	623	36.2	93	1.18
	2級	312	288	287	273	276	280	282	16.4	-30	0.90
	3級	272	272	280	285	287	285	299	17.4	27	1.10
	4級	310	319	329	329	329	336	342	19.8	32	1.10
	5級	98	87	93	94	85	86	86	5.0	-12	0.88
	6級	91	94	86	90	89	92	91	5.3	0	1.00
種類別	視覚障害	197	189	181	175	167	167	175	10.2	-22	0.89
	聴覚・平衡機能障害	116	113	111	109	112	123	122	7.1	6	1.05
	音声・言語・ そしゃく機能障害	22	20	21	18	19	21	24	1.4	2	1.09
	肢体不自由	825	814	830	838	817	815	827	48.0	2	1.00
	内部障害	453	458	465	477	488	513	575	33.4	122	1.27
身体障がい児計		36	38	35	34	36	39	35	100.0	-1	0.97
等級別	1級	12	14	12	11	9	10	9	25.7	-3	0.75
	2級	9	8	9	9	10	9	7	20.0	-2	0.78
	3級	10	12	9	8	8	8	8	22.9	-2	0.80
	4級	3	3	3	3	4	4	3	8.6	0	1.00
	5級	0	0	1	1	1	3	3	8.6	3	0.00
	6級	2	1	1	2	4	5	5	14.3	3	2.50
種類別	視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.00
	聴覚・平衡機能障害	4	3	4	4	7	9	8	22.9	4	2.00
	音声・言語・ そしゃく機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.00
	肢体不自由	23	24	21	21	19	20	17	48.6	-6	0.74
	内部障害	9	11	10	9	10	10	10	28.6	1	1.11

①数値は各年度末日

②身体障がい者は、18歳以上の身体障害者手帳所持者、身体障がい児は18歳未満の身体障害者手帳所持者

■障がい者数の推移（知的）

区 分		平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年度		対 22 年 度 増減 数	28 年度 /22 年度 伸び率 (倍)
								実数	構成 比 (%)		
知的障がい者計		292	294	302	307	310	333	350	100.0	58	1.20
等級別	①	61	64	64	64	71	75	85	24.3	24	1.39
	A	118	116	120	110	106	111	107	30.6	-11	0.91
	B	70	71	70	79	80	87	89	25.4	19	1.27
	C	43	43	48	54	53	60	69	19.7	26	1.60
知的障がい児計		86	93	98	107	96	103	99	100.0	15	1.17
等級別	①	16	18	20	25	20	21	16	15.8	0	1.00
	A	21	20	19	25	24	25	23	22.8	2	1.10
	B	15	19	24	24	26	26	28	27.7	13	1.87
	C	34	36	35	33	26	31	32	31.7	-2	0.94

■障がい者数の推移（精神）

区 分		平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年度		対 22 年 度 増減 数	28 年度 /22 年度 伸び率 (倍)
								実数	構成 比 (%)		
精神障害者 保健福祉手帳		181	212	232	214	238	286	325	100.0	144	1.80
等級別	1 級	27	39	35	29	27	35	38	11.7	11	1.41
	2 級	115	123	135	134	149	173	196	60.3	81	1.70
	3 級	39	50	62	51	62	78	91	28.0	52	2.33
自立支援医療 (精神通院)		623	650	660	656	669	729	672	-	49	1.08

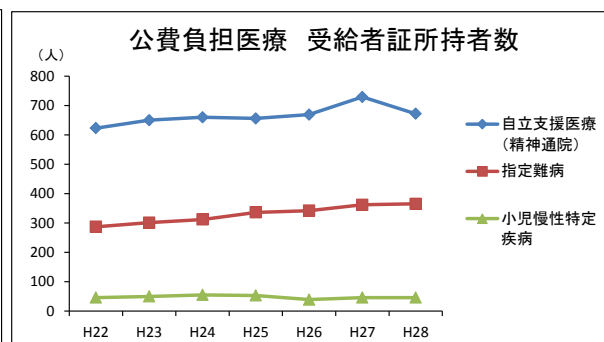
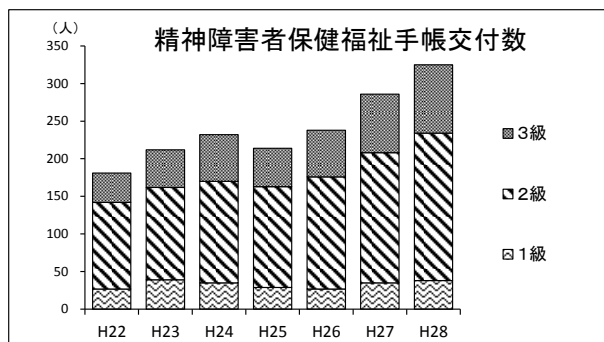
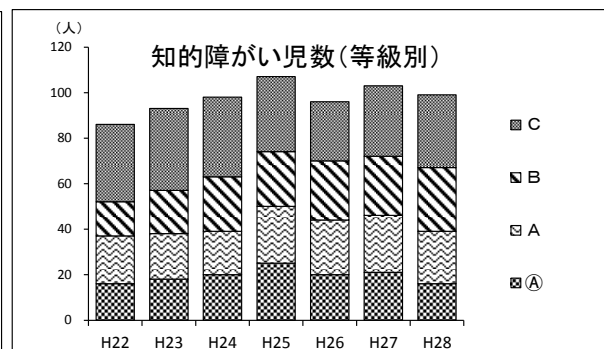
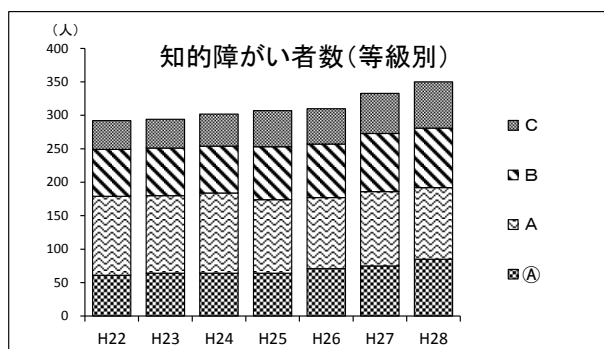
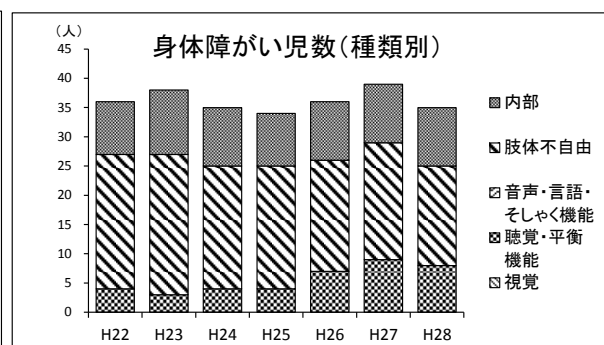
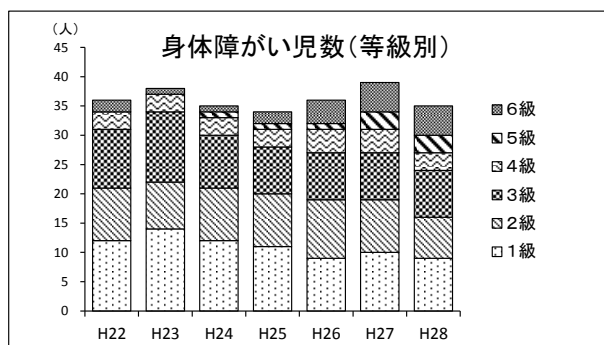
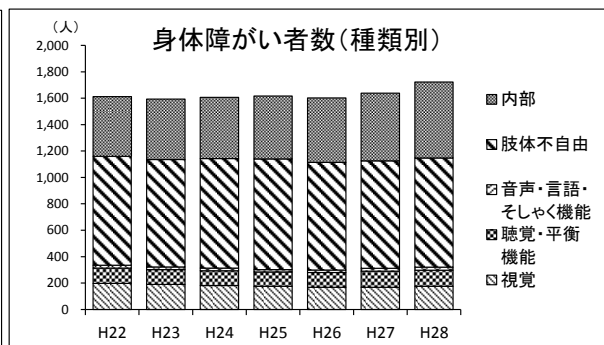
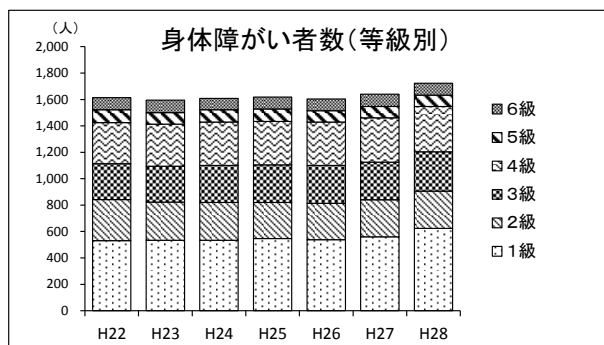
■障がい者数の推移（難病等）

区 分		平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年度		対 22 年 度 増減 数	28 年度 /22 年度 伸び率 (倍)
								実数	構成 比 (%)		
指定難病特定医療 受給者証交付者		287	301	312	336	342	362	365	-	78	1.27
小児慢性特定疾病 医療受給者証交付者		46	50	55	53	39	46	46	-	0	1.00

①数値は各年度末日

②知的障がい者は、18 歳以上の療育手帳所持者、知的障がい児は 18 歳未満の療育手帳所持者

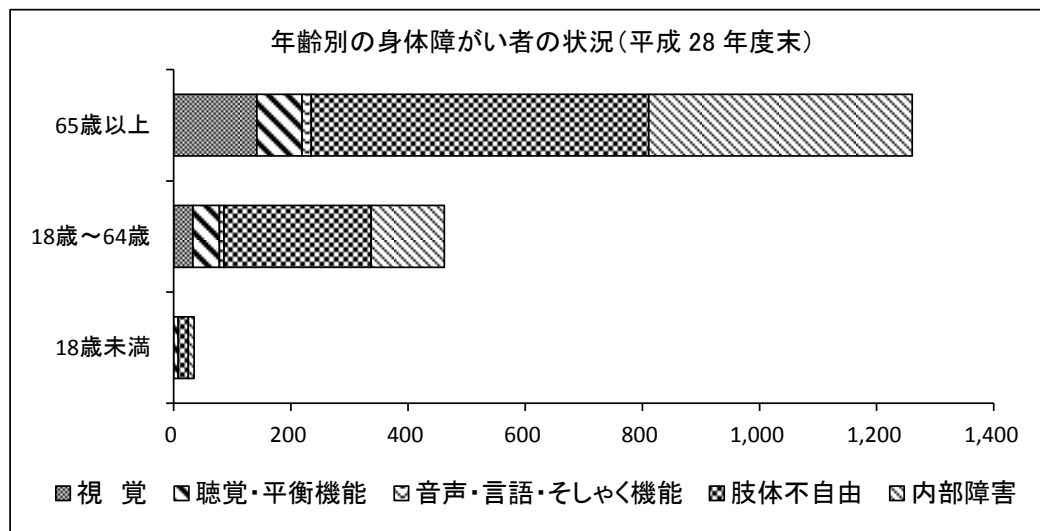
第1部 障がい者計画



■年齢別の身体障がい者の状況（平成28年度末）

（単位：人）

区分	視 覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・ そしゃく機能	肢体不自由	内部障害	計
18歳未満	0	8	0	17	10	35
18歳～64歳	33	45	8	251	125	462
65歳以上	142	77	16	576	450	1,261
合 計	175	130	24	844	585	1,758



第1部 障がい者計画

《障がい児の就学状況》

水戸市、常陸太田市、ひたちなか市にある特別支援学校の小学部・中学部・高等部に、あわせて78人が在籍しているほか、市立小学校及び中学校に設置された特別支援学級には、それぞれ109人、45人が在籍して、障がいや発達の状況に応じた指導を受けています。

■障がい児の就学状況（平成29年5月1日）

区 分		小学部		中学部		高等部		訪問教育		計	
		総数	うち那珂市	総数	うち那珂市	総数	うち那珂市	総数	うち那珂市	総数	うち那珂市
身体障がい	水戸特別支援学校	88	3	39	2	61	0	23	0	211	5
	水戸聾学校	28	1	14	1	32	0			74	2
	盲学校	12	0	7	0	10	0			29	0
知的障がい	茨城大学教育学部附属特別支援学校	15	5	18	3	21	3			54	11
	常陸太田特別支援学校	60	26	38	16	76	16	1	0	175	58
	勝田特別支援学校	84	0	58	1	67	1	17	0	226	2
合 計		287	35	174	23	267	20	41	0	769	78
区 分		小学校		中学校							
		総数	うち特別支援学級	総数	うち特別支援学級						
市立小・中学校（14校）		2,716	109	1,445	45						

《雇用の状況》

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者（身体障がい者・知的障がい者）を1人以上雇用する義務のある民間企業、公共団体等を対象に、毎年6月1日現在の雇用状況を調査しています。近年は企業の理解も進んだことにより、法定雇用率^{※12}の達成度は年々向上しています。

平成29年度では、企業努力により、障がい者雇用の実数、実雇用率、雇用率を達成した企業数、達成企業の割合のすべての指標において増加しており、障がい者の雇用が今後更に進展する傾向を示しています。

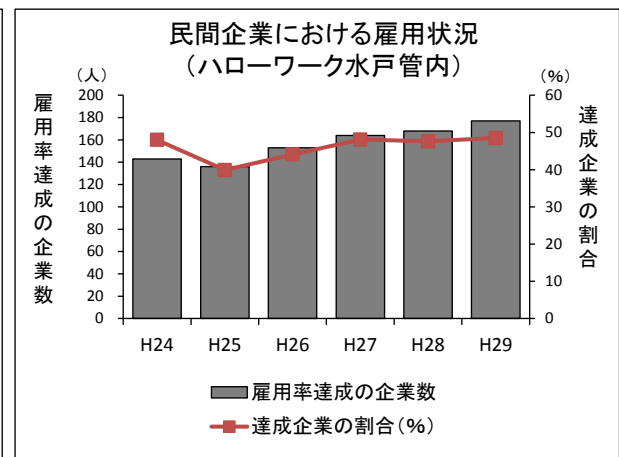
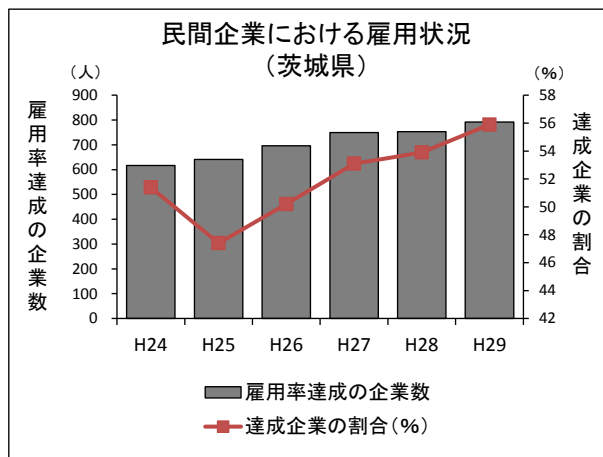
障がい者の自立と社会参加を促進し、経済的な安定を図るといった法の趣旨に沿い、障がい者雇用における制度理解と、環境の整備を進めることにより、更なる障がい者の雇用が期待できます。

※12 法定雇用率：平成30年4月から、民間企業（45.5人以上の規模）は2.2%、国・地方公共団体等は2.5%（40人以上の規模）、教育委員会は2.4%（42人以上の規模）となり、あわせて精神障がい者の雇用が義務化され、障害者雇用率の算定基礎に精神障害者が加わっている。

■民間企業における雇用の状況（各年6月1日調査）

区 分		企業数	算定基礎 労働者数 (人)	障がい者数(実数:人)			算定上 の障が い者数 ※(人)	実雇用 率(%)	雇用率 達成の 企業数	達成企 業の割 合(%)
				身体	知的	精神				
茨 城 県	平成 29 年度	1,417	274,919.5	2,512	1,315	803	5,426.0	1.97	792	55.9
	平成 28 年度	1,398	270,090.5	2,445	1,206	602	5,128.0	1.90	753	53.9
	平成 27 年度	1,413	269,792.0	2,459	1,051	498	4,927.0	1.83	750	53.1
	平成 26 年度	1,387	270,032.0	2,434	1,022	347	4,722.5	1.75	696	50.2
	平成 25 年度	1,351	262,791.0	2,279	899	267	4,355.0	1.66	641	47.4
	平成 24 年度	1,200	255,831.5	2,172	816	202	4,061.5	1.59	617	51.4
	H24 から H29 の 伸び率(倍)	1.18	1.07	1.16	1.61	3.98	1.34	1.24	1.28	1.09
ハ ロ ー ワ ー ク 水 戸 管 内	平成 29 年度	365	77,935.5	986	319	148	1,452.5	1.86	177	48.5
	平成 28 年度	353	76,037.0	683	261	114	1,340.5	1.76	168	47.6
	平成 27 年度	341	75,650.0	686	254	114	1,318.5	1.74	164	48.1
	平成 26 年度	347	76,742.5	703	211	82	1,259.0	1.64	153	44.1
	平成 25 年度	341	76,447.0	670	185	68	1,211.5	1.58	136	39.9
	平成 24 年度	298	74,511.0	644	158	52	1,150.5	1.54	143	48
	H24 から H29 の 伸び率(倍)	1.22	1.05	1.53	2.02	2.85	1.26	1.21	1.24	1.01

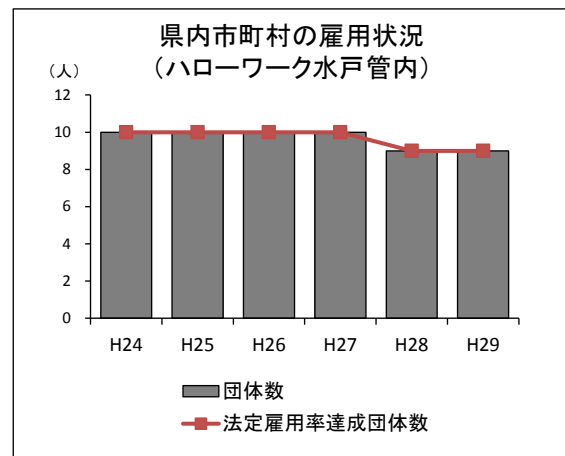
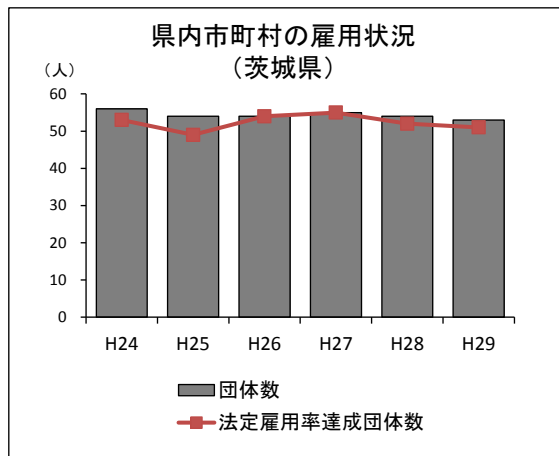
※重度の身体及び知的障がい者は1人の雇用で2人として、重度の身体及び知的障がい者の短時間労働者は1人として、重度以外の身体・知的・精神障がい者の短時間労働者は0.5人として算定



■県内市町村における雇用の状況（各年6月1日調査）

区 分		団体数※	算定基礎労働者数 (人)	障がい者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成団体数
県 内	平成 29 年度	53	22,470.0	559.5	2.49	51
	平成 28 年度	54	22,149.5	539.5	2.44	52
	平成 27 年度	55	21,932.5	538.0	2.45	55
	平成 26 年度	54	21,873.5	532.5	2.43	54
	平成 25 年度	54	21,929.5	520.0	2.37	49
	平成 24 年度	56	21,825.0	500.0	2.29	53
	H24 から H29 の 伸び率（倍）	0.95	1.03	1.12	1.09	0.96
ハ ロ ー ワ ー ク 水 戸 管 内	平成 29 年度	9	4,078.00	106.0	2.60	9
	平成 28 年度	9	3,994.0	93.5	2.34	9
	平成 27 年度	10	3,984.5	102.5	2.57	10
	平成 26 年度	10	3,965.5	99.5	2.61	10
	平成 25 年度	10	3,968.0	100.5	2.53	10
	平成 24 年度	10	3,956.0	90.5	2.29	10
	H24 から H29 の 伸び率（倍）	0.90	1.03	1.17	1.14	0.90

※本庁、教育委員会、企業局

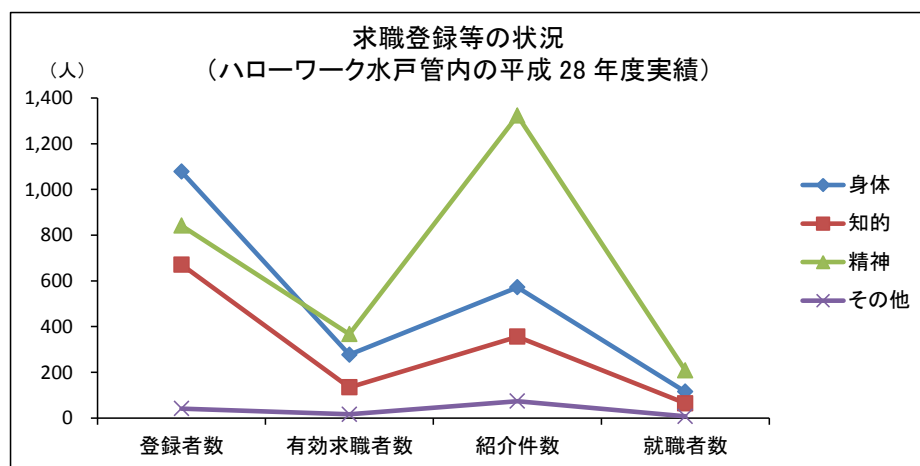


第 1 部 障がい者計画

■求職登録等の状況（ハローワーク水戸管内の平成 28 年度実績）

（単位：人）

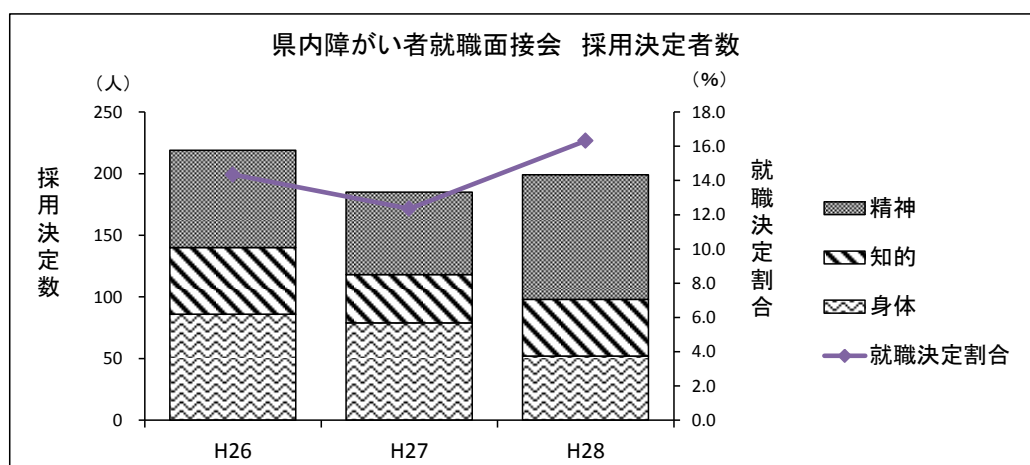
区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他	合計
登録者数	1,078	671	842	41	2,632
有効求職者数	277	134	367	16	794
紹介件数	572	356	1,323	74	2,325
就職者数	115	64	208	7	394



■県内障がい者就労面接会の実施状況

（単位：人）

区分	開催回数	求人		求職者数（人）	採用決定者数（人）				就職決定割合
		事業所数	求人数（人）		身体	知的	精神	合計	
平成 28 年度	10	461	1,198	1,219	52	46	101	199	16.3%
平成 27 年度	10	460	1,174	1,497	79	39	67	185	12.4%
平成 26 年度	9	425	1,030	1,527	86	54	79	219	14.3%
H24 から H28 の伸び率（倍）	1.11	1.08	1.16	0.80	0.60	0.85	1.28	0.91	1.14



《障害年金と各種手当の受給状況》

障がい者の生活を支える経済的支援として、障害年金と各種手当の制度があります。

■障害年金の受給者数

(単位：人)

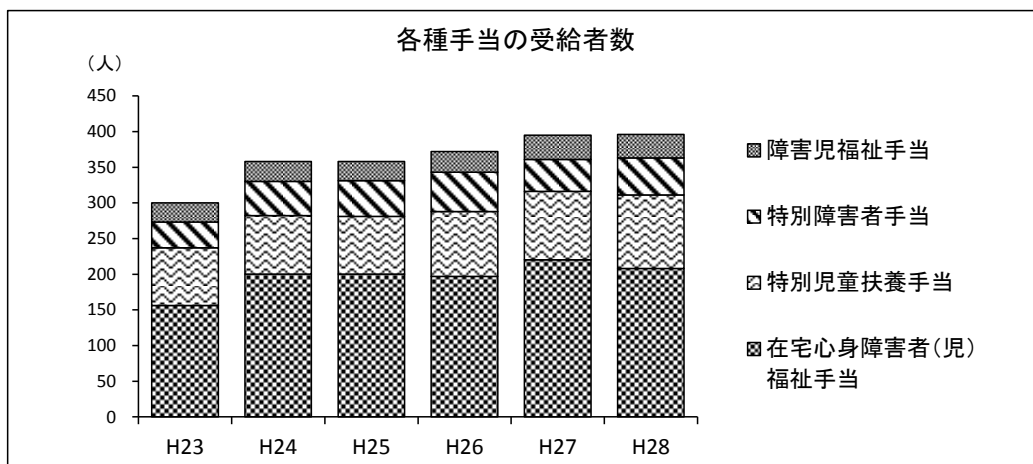
区分	国民年金	厚生年金
1 級	313	22
2 級	345	83
3 級	—	74
合 計	658	179

※平成 29 年 3 月 31 日現在

■各種手当の受給者数

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特別障害者手当	36	48	50	55	45	52
障害児福祉手当	27	28	27	29	34	33
特別児童扶養手当	81	82	81	91	96	103
在宅心身障害者（児）福祉手当	156	200	200	197	220	208



2 障がい者等のための施策の現状

《障害福祉サービスの状況》

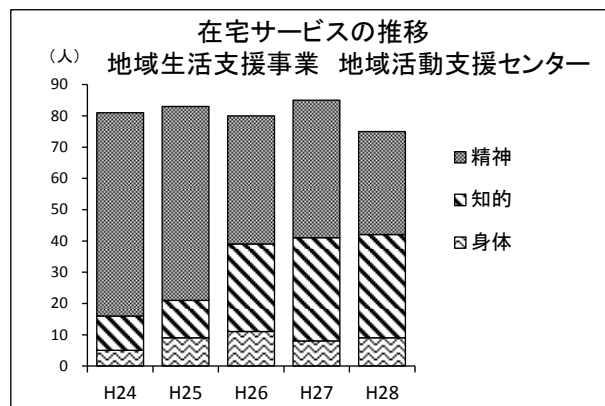
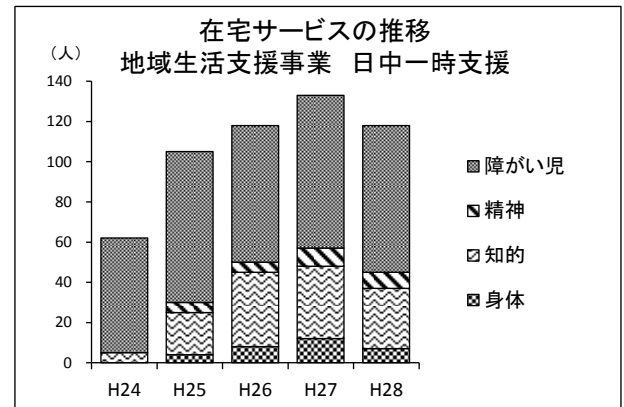
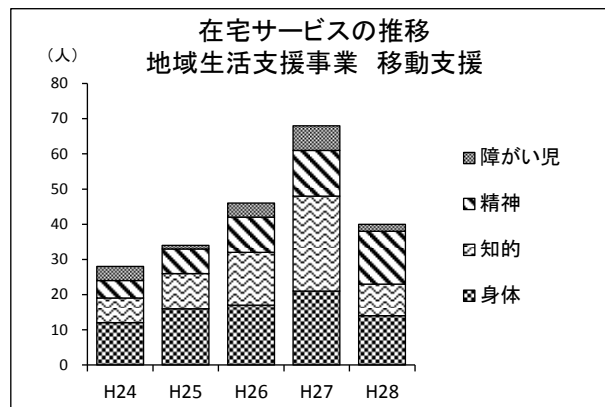
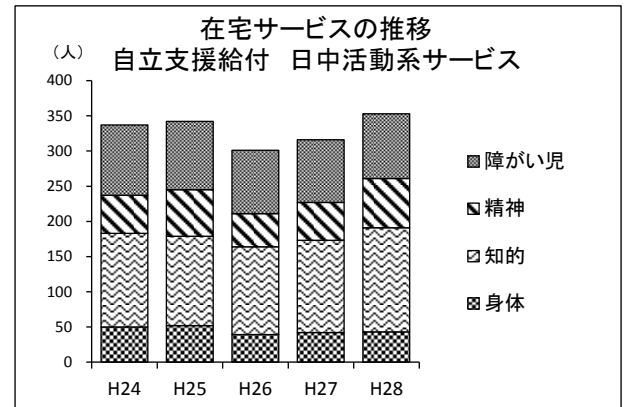
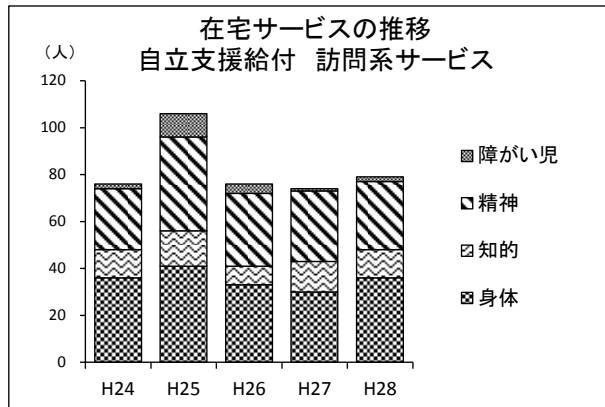
平成18年度から、障害者自立支援法（現行は障害者総合支援法）に基づき障がい者の福祉サービスを提供しています。この法律は、障がい者が、住み慣れた地域において自立した日常生活と社会生活を送れるよう支援することを目的としており、「入所施設から地域へ^{※13}」と提唱しています。このため、身体介護や家事援助などの居宅でのサービスはもとより、日中活動の場として、地域の通所事業所の利用が拡大しています。

■在宅サービスの推移

(単位：人)

区 分			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	28 年度 /24 年度 伸び率 (倍)
自立支援 給付 ※各年度末の実績	訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、短期入所、同行援護、行動援護)	身体障がい者	36	41	33	30	36	1.00
		知的障がい者	12	15	8	13	12	1.00
		精神障がい者	26	40	31	30	29	1.12
		障がい児	2	10	4	1	2	1.00
		計	76	106	76	74	79	1.04
	日中活動系サービス (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達相談、放課後等デイサービス)	身体障がい者	50	52	39	42	43	0.86
		知的障がい者	133	127	125	131	148	1.11
		精神障がい者	54	66	47	54	70	1.30
		障がい児	100	97	90	89	92	0.92
		計	337	342	301	316	353	1.05
地域生活 支援事業 ※各年度末の実績	移動支援事業	身体障がい者	12	16	17	21	14	1.17
		知的障がい者	7	10	15	27	9	1.29
		精神障がい者	5	7	10	13	15	3.00
		障がい児	4	1	4	7	2	0.50
		計	28	34	46	68	40	1.43
	日中一時支援事業	身体障がい者	0	4	8	12	7	—
		知的障がい者	5	21	37	36	30	6.00
		精神障がい者	0	5	5	9	8	—
		障がい児	57	75	68	76	73	1.28
		計	62	105	118	133	118	1.90
	地域活動支援センター ※「ひだまり」のほか広域利用事業所含む。	身体障がい者	5	9	11	8	9	1.80
		知的障がい者	11	12	28	33	33	3.00
		精神障がい者	65	62	41	44	33	0.51
		計	81	83	80	85	75	0.93

※13 「地域」には、在宅のほかグループホームでの生活も含まれる。

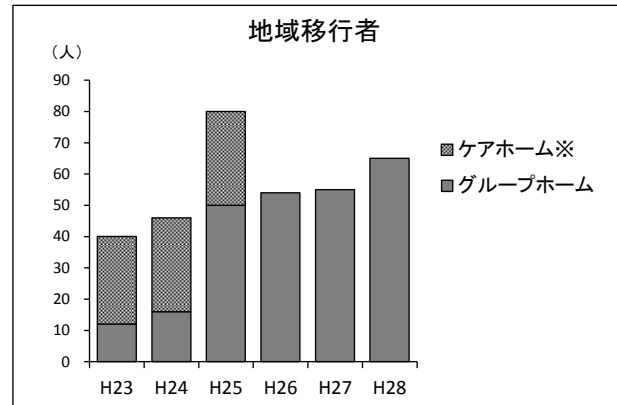
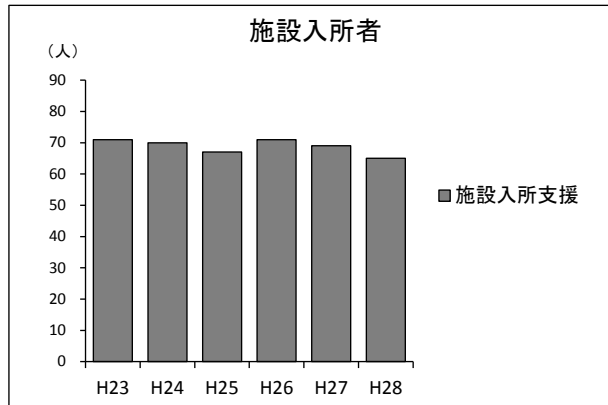


■施設入所者と地域移行者の推移

(単位：人)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
施設入所者	施設入所支援	71	70	67	71	69	65
地域移行者	グループホーム	12	16	50	54	55	65
	ケアホーム※	28	30	30			
	計	40	46	80	54	55	65

※ケアホームは平成 26 年度からグループホームに一元化されました。



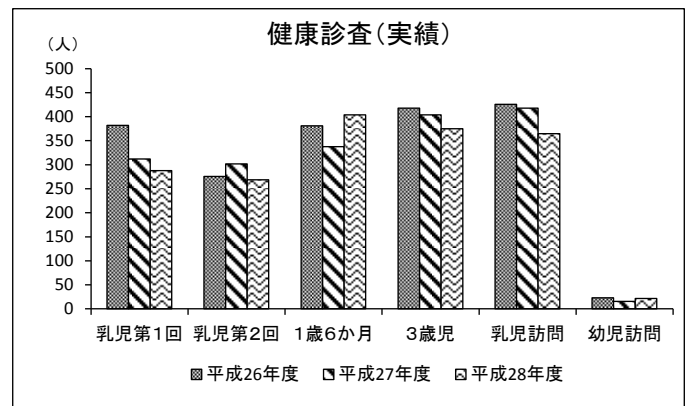
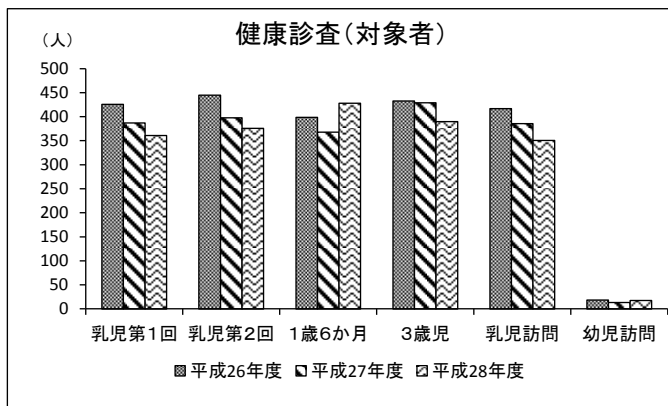
《保健事業の状況》

母子保健事業では、乳児・幼児を対象に健康診査を実施し、その結果を踏まえた指導・相談により、子どもの障がいを早期に発見し、適切に療育等の機関に結びつくよう支援しています。

また、成人保健事業では、40歳から74歳までの国保加入者を対象とした特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病やメタボリックシンドロームの減少と、ひいてはそれらの病気から生じる障がいの未然防止を図っています。

■母子保健事業

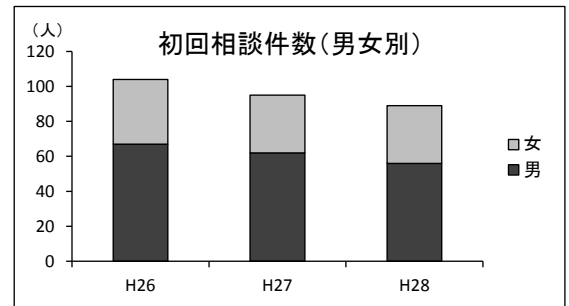
区 分		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		対象者	実績	対象者	実績	対象者	実績
健康診査	乳児第1回（3～6か月）	426人	382人	387人	312人	361人	288人
	乳児第2回（9～11か月）	445人	276人	398人	302人	376人	269人
	1歳6か月	399人	381人	368人	338人	428人	404人
	3歳児	433人	418人	429人	404人	390人	375人
訪問指導	乳児訪問	417人	426回	386人	418回	351人	365回
	幼児訪問	19人	23回	14人	16回	18人	22回
乳幼児健康相談（数値は延べ人数）		1,130人	923人	1,205人	983人	1,088人	906人



【こども発達支援センターでの相談状況】

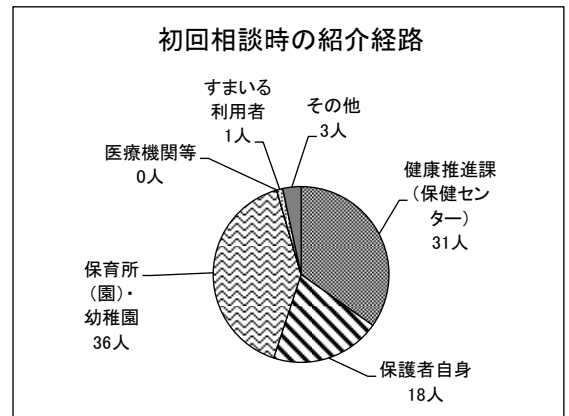
■初回相談件数（平成26～28年度）

区分	男	女	計
平成26年度	67	37	104
（上段：人、下段％）	64.4	35.6	100.0
平成27年度	62	33	95
	65.3	34.7	100.0
平成28年度	56	33	89
	62.9	37.1	100.0



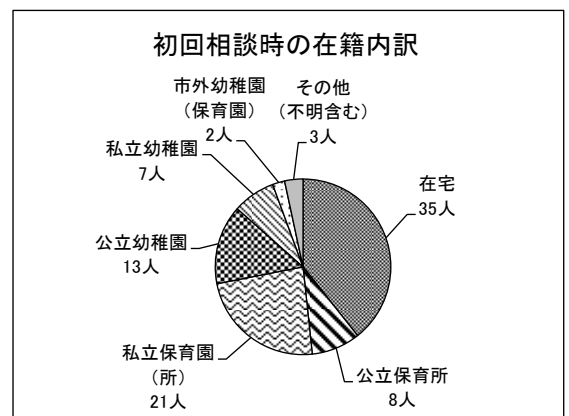
■初回相談時の紹介経路（平成28年度）

紹介経路	人数（人）	割合（％）
健康推進課（保健センター）	31	34.8
保護者自身	18	20.2
保育所（園）・幼稚園	36	40.5
医療機関等	0	0.0
すまいる利用者	1	1.1
その他	3	3.4
計	89	100.0



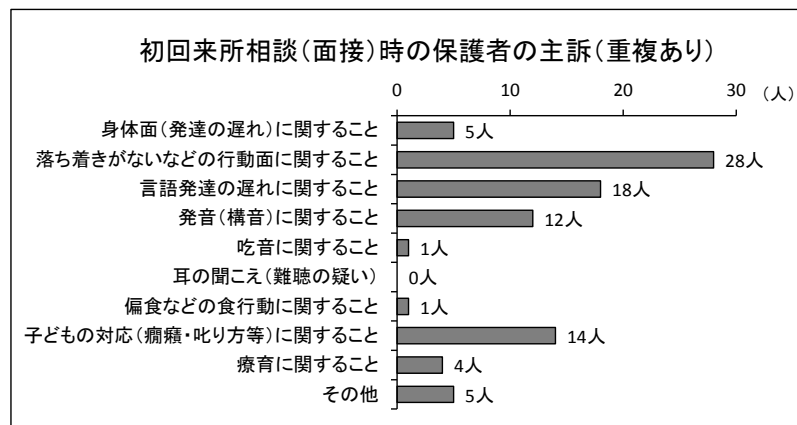
■初回相談時の在籍内訳（平成28年度）

在籍の種別	人数（人）	割合（％）
在宅	35	39.3
公立保育所	8	9.0
私立保育園（所）	21	23.6
公立幼稚園	13	14.6
私立幼稚園	7	7.9
市外幼稚園（保育園）	2	2.2
その他（不明含む）	3	3.4
計	89	100.0



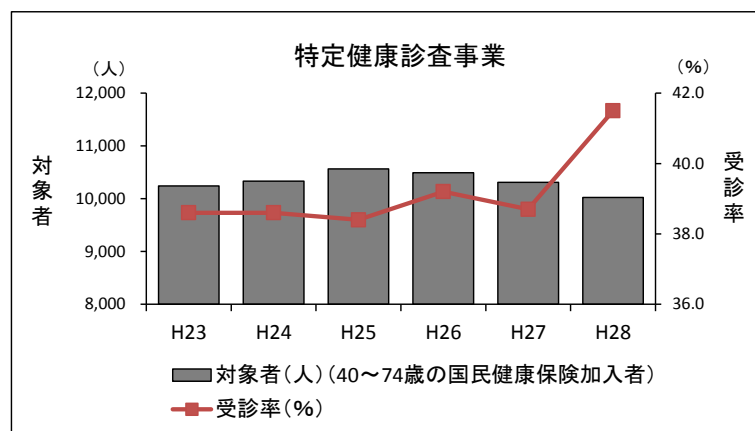
■初回来所相談（面接）時の保護者の主訴（重複あり）

主訴	人数（人）	割合（％）
身体面（発達の遅れ）に関する事	5	5.7
落ち着きがないなどの行動面に関する事	28	31.8
言語発達の遅れに関する事	18	20.5
発音（構音）に関する事	12	13.6
吃音に関する事	1	1.1
耳の聞こえ（難聴の疑い）	0	0.0
偏食などの食行動に関する事	1	1.1
子どもの対応（癇癪・叱り方等）に関する事	14	15.9
療育に関する事	4	4.6
その他	5	5.7
計	88	100.0



■特定健康診査事業

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象者（人） （40～74 歳の国民健康保険加入者）	10,240	10,334	10,565	10,491	10,312	10,024
受診者（人）	3,954	3,984	4,058	4,111	3,988	4,157
受診率（％）	38.6	38.6	38.4	39.2	38.7	41.5



■特定健康診査後の保健指導

(単位:人)

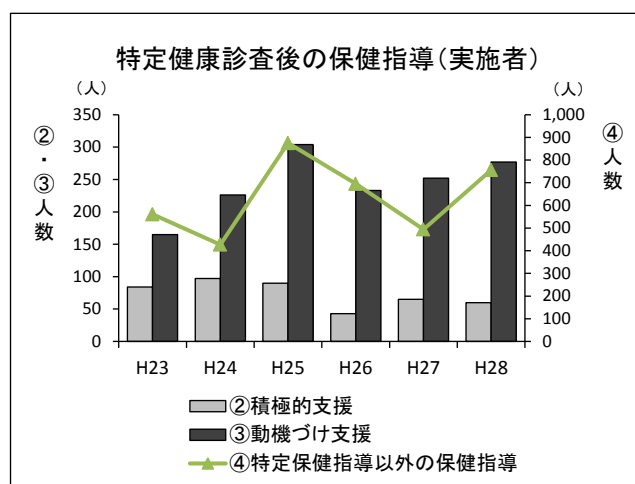
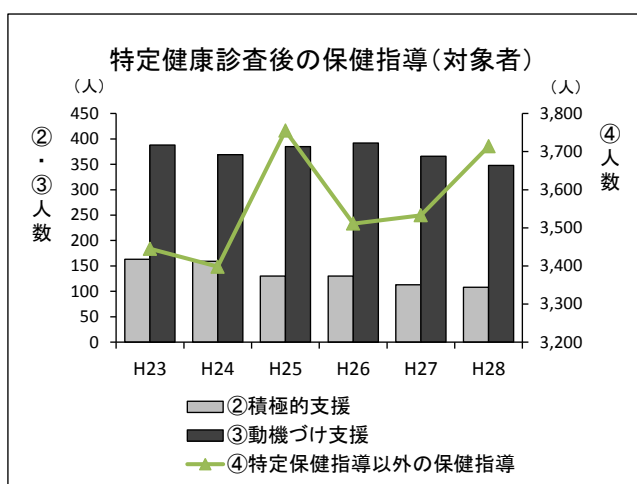
区 分		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		対象者	実績	対象者	実績	対象者	実績
①特定保健指導	②積極的支援	163	84	159	97	130	90
	③動機づけ支援	388	165	369	226	385	304
④特定保健指導以外の保健指導		3,445	561	3,398	427	3,755	875
区 分		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		対象者	実績	対象者	実績	対象者	実績
①特定保健指導	②積極的支援	130	43	113	65	108	60
	③動機づけ支援	392	233	366	252	348	277
④特定保健指導以外の保健指導		3,511	695	3,533	494	3,714	756

①特定保健指導：市国民健康保険事業の特定健診の結果により、内臓脂肪型肥満の者に対し生活習慣を改善するために行う保健指導

②積極的支援：生活習慣改善のための支援を3か月以上継続して行う。

③動機づけ支援：生活習慣改善のための支援を行う。(1回)

④特定保健指導以外の保健指導：①に該当しないが、保健指導を行うもの。



《バリアフリー整備の状況》

庁舎をはじめ市の公共施設については、おおむね障がい者に配慮したつくりとなっています。また、道路については、市役所前、図書館前、上菅谷停車場線及び駅南停車場線に点字ブロックを設置（総延長 1,983m）しています。

整備に当たっては、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の定めに従うとともに、「第2次那珂市総合計画」や「那珂市都市計画マスタープラン」に整合した、より安全で住みよいまちづくりを目標として進めています。

■公共施設のバリアフリー化の状況

施設名	障がい者用駐車場	障がい者用トイレ (★ストリート併設)	点字 ブロック	スロープ	エレベーター	バリアフリー 対応住宅 (☆障がい者対 応住宅)
市役所本庁舎	●	● (★)	●	●	●	
瓜連支所	●	●	●	●		
図書館	●	● (★)	●	●	●	
中央公民館	●	●	●	●		
コミュニティセンタ ー (※1)	●	● (★うち2か所)	●	●	●	
地区交流センター (※2)	5 か所	5 か所 (★うち2か所)	4 か所	4 か所	1 か所	
総合保健福祉センタ ー	●	●	●	●	●	
那珂聖苑	●	●				
小学校 (9 校)		校舎 7 校 体育館 3 校 (★うち1校)		8 校	2 校	
中学校 (5 校)		校舎 4 校 体育館 1 校		4 校	1 校	
都市公園 (※3)	2 か所	3 か所	2 か所	2 か所		
その他公園 (※4)		2 か所		1 か所		
歴史民俗資料館		●				
市営住宅 (総戸数 280 戸)						121 戸 (☆2 戸)

※1 総合センターらぼーる、ふれあいセンターよしの、ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターごだい

※2 額田地区交流センター、菅谷地区交流センター、戸多地区交流センター、木崎地区交流センター、各コミュニティセンター、らぼーるの全 8 か所。その内、各コミュニティセンター及びらぼーるの 4 か所は重複してカウント

※3 宮の池公園、みの内中央公園、みの内北公園、那珂総合公園、中谷原公園、中谷原西公園、上菅谷駅東公園、上菅谷駅西公園、高内公園、ふれあいの杜公園、竹ノ内第 1～5 公園

※4 一の関ため池親水公園、静峰ふるさと公園

《防災》

本市における災害発生時の体制は、「那珂市地域防災計画」により災害の種別ごとに定められています。また、「避難行動要支援者支援制度」により、障がい者等が地域の支援により迅速・的確に避難できるよう、個別の支援プランを作成することになっています。更に、市社会福祉協議会の地域の見守りあいを軸とした「あん・しん・ねっと事業」と緊密に連携し、災害が発生した際には、市内3か所の地域包括支援センターにおいて要支援者の情報が確認できるシステムを構築しています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、避難行動要支援者への対応についてさまざまな課題が浮き彫りになりました。これを教訓にして、今後市民の防災意識や地域における相互意識を高めていき、災害時の支援体制強化を行えるよう、災害時における障がい者の支援体制づくりを段階的に進めます。

第2節 計画の理念と施策の体系

1 計画の理念

平成18年度に策定した「那珂市障がい者プラン」では、「ともに暮らし ともに輝くために」を計画の理念として掲げ、障がいの有無にかかわらず、地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、社会に参加・参画することのできる共生社会※14の実現をめざしてきました。

今回、本プランの策定に先立ち、「第2次那珂市総合計画」の基本構想（平成30年度～平成39年度）の検討が進められ、“市の将来像”は「人と地域が輝く 安心・安全な住みよいまち 那珂」、保健・医療・福祉分野における“まちづくりの基本理念”は「共に助け合い支え合う、すべての人にやさしいまちを目指します」と定められました。

これらのことを踏まえるとともに、障害者基本法の理念である「全ての国民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という考え方を念頭におきながら、本計画では前プランの理念を継承することとしました。

ともに暮らし ともに輝くために

※14 共生社会：多様な人々が対等な立場でお互いを尊重し、支えあって共に生きていく社会

2 基本視点

計画の理念を実現するために、各種の施策が統一された目標に向かっていけるよう、次の3つの基本視点を設定します。

基本視点1：分野を横断する総合的な支援

保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境・まちづくり等、地域で生活する上で密接な関わりのある事業については、各部署における事業の推進が“障がい者施策”に結びつくという共通認識のもと、分野を横断した連携により施策を実施します。

基本視点2：ライフステージに応じた一貫した支援

誕生から学校入学、思春期、そして成人期を経て高齢となるまで、生涯をとおり一貫した支援と、あわせてライフステージに応じて必要となる施策を実施します。

基本視点3：バリアフリーの推進と共生社会の実現

“障がい者のための施策”は、誰もが住みよい地域社会の実現に結びつきます。障がい者の社会参加をはばむ、物理的・制度的・情報・こころの“4つのバリア”の解消とともに、人と人がお互いを尊重し合える共生社会の実現をめざして施策を実施します。

3 計画の基本目標と施策

計画の理念という“頂上”をめざし、基本視点を“道案内”として各種の施策を進める上で、“道標”となる6つの基本目標を掲げます。

(1) 基本目標

- 基本目標 1 保健・医療の充実（安心して健康な生活を送る）
- 基本目標 2 地域生活支援の充実（自立と地域生活を総合的に支援する）
- 基本目標 3 教育・育成の推進（明るく希望に満ちてどの子ども輝く）
- 基本目標 4 雇用・就労の支援（いきいきと働くことができる職場の確保）
- 基本目標 5 社会参加の促進（だれもが生きがい感をもって社会参加）
- 基本目標 6 住みよいまちづくり（ともに暮らす住みよいまちづくり）

(2) 施策の方向

6つの基本目標を達成するため、それぞれの目標ごとに施策の方向性を定めて体系化を図ります。

(3) 基本事業及び重点事業

障がい者施策を実施するための基本的事業の中から、さらに生涯をとおして総合的に支援するため、ライフステージごとに重点事業を設定します。

4 施策の体系（一覧表）

理念	基本視点	基本目標	施策の方向	通番	番号	基本事業
ともに暮らし ともに輝くために	1 分野を横断する総合的な支援 2 ライフステージに応じた一貫した支援 3 バリアフリーの推進と共生社会の実現	1 保健・医療の充実	1 健康づくり・障がい予防の推進	1	1-1	乳幼児健康診査事業 *
				2	1-2	乳幼児訪問事業 *
				3	1-3	乳児健康相談事業 *
				4	1-4	成人健康診査事業 *
				5	1-5	成人保健指導事業
				6	1-6	就園及び就学時健康診断
				7	1-7	地域支援事業 *
			2 こころの病の予防・支援対策の推進	8	1-8	こころの相談事業
				9	1-9	うつ病等広報・啓発
				10	1-10	スクールカウンセラー等配置
			3 地域リハビリテーションの充実	11	1-11	自立支援医療
				12	1-12	重度障がい者（児）の医療費助成
				13	1-13	特定疾病療養費助成
				14	1-14	リハビリテーション専門職との連携促進
		2 地域生活支援の充実	1 障害福祉サービスの円滑な推進	15	2-1	障害支援区分認定審査会の運営
				16	2-2	障害支援区分の認定・サービス支給決定
				17	2-3	地域自立支援協議会の運営
				18	2-4	障害福祉サービス事業者の資質向上
				19	2-5	利用者保護促進事業
			2 障害福祉サービスの基盤整備	20	2-6	障害福祉サービスの給付
				21	2-7	障害福祉サービスの供給確保
				22	2-8	相談支援事業
				23	2-9	成年後見制度利用支援事業
				24	2-10	意思疎通支援事業
				25	2-11	日常生活用具給付等事業
				26	2-12	移動支援事業
				27	2-13	地域活動支援センター事業
				28	2-14	訪問入浴サービス事業
				29	2-15	巡回専門員派遣事業 *
				30	2-16	自動車運転免許取得費・改造費助成事業
				31	2-17	日中一時支援事業
				32	2-18	障がい者虐待防止対策支援事業
				33	2-19	更生訓練費給付事業
			4 在宅サービスの基盤整備	34	2-20	障害者手帳の交付
				35	2-21	タクシー利用助成事業
				36	2-22	福祉有償運送運営協議会設置事業
				37	2-23	障がい者相談員事業
				38	2-24	日常生活自立支援事業
				39	2-25	配食サービス事業
				40	2-26	紙おむつ等購入費助成事業
				41	2-27	障がい者対象公営住宅の整備
				42	2-28	専門職マンパワーの確保
			5 生活安定・経済的自立の支援	43	2-29	障害基礎年金の支給
				44	2-30	特別障害給付金の支給
				45	2-31	特別児童扶養手当の支給
				46	2-32	特別障害者手当の支給
				47	2-33	障害児福祉手当の支給
				48	2-34	経過的福祉手当の支給
				49	2-35	在宅障害者（児）福祉手当の支給
				50	2-36	難病患者福祉手当の支給
				51	2-37	心身障害者扶養共済制度
				52	2-38	外国人高齢者及び重度身体障がい者福祉手当の支給
				53	2-39	生活福祉資金の貸付
				54	2-40	税や各種割引・減免制度の周知

重点事業 (再掲) 再掲事業
* 事業名変更 (新規) 新規事業

理念	基本視点	基本目標	施策の方向	通番	番号	基本事業
ともに暮らし ともに輝くために	1 分野を横断する総合的な支援 2 ライフステージに応じた一貫した支援 3 バリアフリーの推進と共生社会の実現	3 教育・育成の支援	1 障がい児の育成支援	55	3-1	障がい児保育（保育所・幼稚園等）＊
				56	3-2	家庭児童相談事業
				57	1-6	就園及び就学時健康診断（再掲）
				58	3-3	就学指導の実施
				59	3-4	障がい児支援体制の構築
				60	3-5	発達障がい児等の相談、支援事業
				61	3-6	障害児通所支援の充実
			2 特別支援教育の推進	62	3-7	児童虐待の防止
				63	3-8	特別支援教育コーディネーターの配置
				64	3-9	障がい児学習指導員の配置
				65	1-10	スクールカウンセラー等配置（再掲）
				66	3-10	通級指導の実施
				67	3-11	特別支援学級
				68	3-12	教職員等研修の実施
				69	3-13	福祉教育・交流教育の実施
				70	3-14	学校施設のバリアフリー化
		4 就労の雇用・支援	1 雇用・就労の場の拡大	71	4-1	障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進
			2 職業リハビリテーションの充実	72	4-2	障害者就労支援事業所等における受注と雇用の促進
				73	4-3	就労支援ネットワークの活用
		5 社会参加の促進	1 文化・スポーツ活動等の振興	74	4-4	障害福祉サービスによる就労支援事業所の確保
				75	4-5	特別支援学校、就労支援事業所等から就労への移行促進
				76	5-1	障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
				77	5-2	スポーツ大会への参加促進
				78	5-3	芸術・文化活動への参加促進
				79	5-4	文化・スポーツ活動における合理的配慮＊
				80	5-5	障がい者の読書環境の充実
			2 情報提供・コミュニケーション支援の充実	81	5-6	障がい児の参加する生涯学習事業
				82	5-7	障がい者交流事業
			3 選挙における投票行動の促進	83	2-10	意思疎通支援事業（再掲）
				84	5-8	情報のバリアフリー化の推進
			6 住みよいまちづくり	85	5-9	選挙情報の提供
				86	5-10	郵便等投票制度の周知・啓発
				87	5-11	投票所のバリアフリー化
			1 バリアフリーの生活環境整備	88	6-1	福祉ガイドマップの作成
				89	6-2	公共的施設のバリアフリー化
				90	6-3	道路・交通安全対策の推進
				91	6-4	交通手段の確保
			2 災害時支援・防犯対策の推進	92	6-5	市の附属機関等への障がい者の参画、登用
				93	6-6	地域防災計画の推進
				94	6-7	避難行動要支援者支援体制の構築
				95	6-8	緊急時の情報配信の徹底
			3 地域支援体制の整備	96	6-9	消費者被害の防犯対策の推進
				97	6-10	社会福祉協議会との連携
				98	6-11	障がい者の虐待防止
				99	6-12	ボランティア活動の振興
		4 障がいのある人についての理解の促進		100	6-13	障がい者団体等活動支援
				101	3-13	福祉教育・交流教育の実施（再掲）
				102	6-14	障がい者理解についての啓発・広報の推進
				103	6-15	障がい者差別の防止（新規）

第2章 施策の展開

基本目標1 保健・医療の充実

現 状

「那珂市障がい者プラン策定のためのアンケート調査報告書(平成29年度実施)」によると、身体障がい者が障がい者になった原因として「病気・疾患」、「脳血管疾患」をあげた人は全体の40.4%おり、認定を受けた時期を60歳以上とする人は44.5%となっています。

また、月1回以上医療機関にかかる人の割合は68.1%となっており、中でも、精神障がい者では83.3%が月1回以上医療機関にかかっています。手帳の交付状況等(平成28年度)をみると、精神障害者保健福祉手帳の所持者が325人に対し、自立支援医療(精神通院)の制度を利用している人は672人と約2倍と多く、障がい者全体^{※15}の21.0%に上っています。そのほか、乳幼児健康診査により発達の遅れ(疑い)があるとされる幼児も増加傾向にあります。

◇「障がい者アンケート」による基本目標の評価

基本目標	項 目	H29 目標値	H29 現状値	H35 目標値
保健・医療の充実	*「こころの病」の予防・支援対策	45%	45.3%	65%
	*保健・医療・福祉などのネットワーク	60%	52.7%	66%

課 題

機能障がいの原因となる疾病を予防するため、各種健康診査や健康相談、保健指導事業、介護予防事業等の充実を図り、健康づくりに関する意識啓発と疾病の予防・早期治療につなげていくことが重要です。

また、障がい児の能力や可能性を最大限に伸ばしていくために、保健・医療・福祉のほか、教育・保育等も含む関係機関が連携を図り、できるだけ早い段階で適切な治療や療育を受けられるよう、支援の体制を充実させていく必要があります。

うつ病などこころの病については、その予防とあわせて精神疾患全般についての正しい知識と理解の促進が求められます。精神障がい者やその家族を支えるための体制としては、保健・医療施策と福祉施策の連携や地域医療とのネットワークが重要となります。

- ・ 施策の方向1 健康づくり・機能障がい予防の推進
- ・ 施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進
- ・ 施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

※15 障がい者全体：ここでは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者及び、自立支援医療(精神通院)制度利用者の合計とした。

【凡例】

- ・「充実」：既存の事業で今後充実を図るもの。
- ・「継続」：既存の事業で今後も継続して実施するもの。
- ・「新規」：計画年度期間中に実施するもの、又は今後新たに実施を予定しているもの。
- ・◇欄の実績数値は、特に断りがない限り平成28年度末のもの。ただし、第1章第1節に記載したものについては再掲を省略
- ・アンケートの数字は平成29年度実施のものです。
- ・番号の 囲みは、重点事業を示します。

施策の方向1

健康づくり・機能障がい予防の推進

乳幼児期は、各種相談、健康診査や母子保健事業を通し、機能障がいの早期発見・早期療育につなげるよう努めます。また、成人期には、生活習慣病の重症化による障がいを予防するため、健康診査や保健指導を実施します。

〈基本事業〉

1-1 乳幼児健康診査事業（充実） ＊事業名変更

【担当課：健康推進課】

乳児一般健康診査、1歳6か月児健診、3歳児健診を継続して実施するとともに積極的に勧奨することで受診率向上に努めます。

健診の際には、育児の悩みや不安への対応、疾病・機能障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、発達障がいや児童虐待に適切に対処できるよう、健診スタッフのスキル向上を図るとともに、関係機関と連携し、早期発見につなげられるよう支援していきます。

1-2 乳幼児訪問事業（継続） ＊事業名変更

【担当課：健康推進課】

生後4か月未満の乳児のいる家庭を全戸訪問し、こどもの成長、子育てに関する情報提供等を行います。また、発育、発達や養育面で支援が必要な乳幼児の家庭を訪問し、個々の状況に応じて、相談や保健指導、情報提供等を行います。

1-3 乳児健康相談事業（継続） ＊事業名変更

【担当課：健康推進課】

保健師や栄養士等により乳児（4・7・12か月児）の身体測定や発育・発達の相談、生活・育児に関する相談や保健指導を行い、病気や発達の遅れに対して、保護者の不安を軽減できるよう対応します。

1-4 成人健康診査事業（継続） ＊事業名変更

【担当課：保険課、健康推進課】

30歳代には生活習慣病予防健診を、また、40歳から74歳までの国民健康保険加入者には特定健康診査を実施します。また、未受診者へは過去の受診状況等により異なるアプローチを用いるなど、訪問や広報・ポスター等による啓発を行うことで受診を促します。健康意識の向上をめざすことで、脳卒中や心筋梗塞、腎不全の発生予防を図ります。

1-5 成人保健指導事業（継続）

【担当課：保険課、健康推進課】

脳卒中や心筋梗塞、腎不全、認知症等の機能障がいを残す疾病を予防するため、健診結果から高血圧や高血糖、脂質異常、メタボリックシンドロームなどのリスクを持ったかたに保健指導を行います。

1-6	就園及び就学时健康診断（継続）
-----	-----------------

【担当課：学校教育課】

幼稚園入園あるいは小学校入学時に実施する健康診断の機会に、発達の遅れや機能障がいの早期発見を図ります。また、そのような児童がいた場合には、必要に応じ関係機関との連携を図ります。

1-7	地域支援事業（充実） *事業名変更
-----	-------------------

【担当課：介護長寿課】

高齢者が要介護状態になることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問型サービス、通所型サービス等の介護予防・生活支援サービスや一般介護予防事業を行います。

施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進

こころの問題は誰にでも起こりうるものです。こころの病についての正しい知識を普及することで予防や周囲の理解を促すとともに、本人や家族等への相談支援を実施します。また、自殺の直前にはうつ病の発症が多いことから、自殺予防のためにも、治療に向けた早期対応の重要性について啓発を行います。

〈基本事業〉

1-8 こころの相談事業（継続）

【担当課：健康推進課】

こころの悩みを抱える人、精神障がい及びその家族等が医療や社会生活上の悩みについて、精神科医による個別相談を行い、必要に応じて、継続した相談や訪問指導を実施します。また、広報紙やポスター等により周知に努めます。

◇実施回数：6回 相談件数：12件

1-9 うつ病等広報・啓発（継続）

【担当課：健康推進課、社会福祉課】

講演会の実施、広報紙やインターネットの活用、各種の保健福祉事業の際にパンフレットを配布すること等により広くPR活動を行い、うつ病等の正しい知識の普及・啓発を行います。また、ゲートキーパー等の人材養成にも努めていきます。

◇講演会参加者数：40人（1回）

1-10 スクールカウンセラー配置（継続）

【担当課：学校教育課】

小学校・中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育支援センターと連絡、連携して、暴力行為、いじめ、不登校等の児童・生徒の問題行動等諸課題の未然防止、早期発見及び早期解決を図ります。

また、特別支援教育専門家派遣事業を活用し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への支援について専門的な助言等を受け、特別支援教育の充実を図ります。

◇スクールカウンセラー配置数：3人（6校） 相談件数：804件

◇特別支援教育専門家派遣回数：22回（5校）

施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

医療費の公費負担制度である自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や医療福祉費支給制度（マル福）等の活用により通院・治療を促し、医学的リハビリテーションの推進を図ります。また、介護予防事業の一環として地域リハビリテーション体制を充実します。

〈基本事業〉

1-11 自立支援医療（継続）

【担当課：社会福祉課】

障害者総合支援法による自立支援医療のうち、更生医療（18歳以上の障がい者が対象）及び育成医療（18歳未満の障がい児が対象）によって、機能障がい除去・軽減する治療に対する給付を行います。また、精神通院医療については、申請事務（県が実施機関）を通して精神障がい者の状況を把握し、継続的に通院が必要なかたに医療費の給付を行います。

◇更生医療：8人（人工透析5人、免疫機能障害2人、内臓障害1人）

◇育成医療：1人（音声・言語・そしゃく機能障害1人）

◇精神通院医療：672人

※平成28年度実人数

1-12 重度障がい者（児）の医療費助成（継続）

【担当課：社会福祉課】

医療福祉費支給制度（マル福）により、重度の障がい者及び障がい児に対し、医療費の自己負担分について補助します。

◇対象者数：1,106人

1-13 特定疾病療養費助成（継続）

【担当課：保険課】

高額な治療を著しく長期間にわたって継続しなければならない人工透析を実施している慢性腎不全、血しょう分画製剤を投与している先天性血液凝固第8・9因子障害、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の治療をしているかたに対して特定疾病療養受療証を交付し、治療にかかる負担を軽減します。

◇対象者数：国民健康保険28人、後期高齢者医療89人

1-14 リハビリテーション専門職との連携促進（継続）

【担当課：介護長寿課】

リハビリテーション専門職と連携し、生活機能の低下した高齢者に対し、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現のための支援を行います。

基本目標2 地域生活支援の充実

現 状

「那珂市障がい者プラン策定のためのアンケート調査報告書(平成29年度実施)」によると、日常の生活に何らかの介護を必要とする人が42.1%おり、その76.6%は家族による介護です。その一方、居宅介護(ホームヘルパー)の利用者は5.8%にとどまっており、福祉サービスの制度を知らない人も13.2%います。

障害福祉サービス等の利用意向については、居宅での介護や家事・通院の介助などを行うヘルプサービスでは、身体障がい者の利用意向が高く、日中の通所サービスでは、生活介護や自立訓練(機能訓練)は身体障がい者、就労継続支援や放課後等デイサービス、児童発達支援は知的障がい者の利用意向がそれぞれ高くなっています。

また、障害福祉サービス等に関して困ったことは、サービス利用の手続きが面倒、サービスの種類が少ない、サービス事業者が少ないため、選べないといった声が上位に挙げられているほか、精神障がい者では、サービス利用額の負担感がやや高い結果となっています。

◇「障がい者アンケート」による基本目標の評価

基本目標	項 目	H29 目標値	H29 現状値	H35 目標値
地域生活支援の充実	* 福祉サービス等の相談体制	65%	65.9%	80%
	* 福祉サービスの利用しやすさ	60%	62.2%	75%

課 題

障がい者が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、さまざまな制度やサービスを適切に、また総合的に活用することが必要です。そのためにも、障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業の実施はもとより、利用の第一歩となる各種制度等の周知徹底や相談支援事業の充実が重要です。

- ・ 施策の方向1 障害福祉サービスの円滑な推進
- ・ 施策の方向2 障害福祉サービスの基盤整備
- ・ 施策の方向3 地域生活支援事業の充実
- ・ 施策の方向4 在宅サービスの基盤整備
- ・ 施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援

施策の方向1

障害福祉サービスの円滑な推進

障がい福祉サービスを給付するための手続きを、適切かつ円滑に実施します。また、地域での生活支援の中核となる地域自立支援協議会の機能を充実させるとともに、障害福祉サービス事業者に対しては、適正な運営を指導します。

〈基本事業〉

2-1 障害支援区分認定審査会の運営（継続）

【担当課：社会福祉課】

障害支援区分の審査及び判定（介護給付の二次判定）のほか、サービス給付の可否について専門性と客観性の担保に努めるとともに、公正、公平および適切な意見を求めるため、審査会を設置・運営します。

◇審査会：5合議体 25人 開催数：23回 審査件数：92件

※平成29年度より6合議体 30人

2-2 障害支援区分の認定・サービス支給決定（継続）

【担当課：社会福祉課】

障がい者等からのサービス利用申請について、障害支援区分の認定を行います。介護給付及び訓練等給付の支給決定に当たっては、利用者の意向や介護者、住環境の状況等により必要性を勘案したサービス等利用計画に基づき適正に支給決定を行います。

◇サービス支給決定者数：376人

2-3 地域自立支援協議会の運営（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

地域自立支援協議会における関係機関のネットワークにより、福祉サービスの提供体制の確保や地域における課題の解決等、障がい者等への支援の充実を図るとともに関係機関との連携を緊密にし、迅速かつ適切な支援を行います。

また、相談支援部会と就労支援部会等の専門部会を設置し、課題に沿った情報交換や事例検討などを行い、専門性を生かした協議を行います。

◇開催数：全19回

2-4 障害福祉サービス事業者の資質向上（継続）

【担当課：社会福祉課】

法に規定される障害福祉サービス事業者に責務の遵守を求めるとともに、県の事業所実地指導の方針に基づいた実地検査等を通じて、適正な運営を指導します。

2-5 利用者保護促進事業（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

障害福祉サービスに関する利用者の意見や苦情については、窓口で丁寧に話を聞き迅速に対応します。障害支援区分や支給決定について不服がある場合は、県の「障

害者介護給付費等不服審査会」、それ以外の苦情については県の「運営適正化委員会」に申立てができることを適切に周知します。

施策の方向2 障害福祉サービスの基盤整備

障がい者の地域生活を支援するために、必要な障害福祉サービスを提供するとともに、平成30年度より新設されるサービスも含め、制度の普及・周知を行います。また、サービス供給の必要量を確保するため、事業所の体制整備を進めます。

〈基本事業〉

2-6 障害福祉サービスの給付（継続）

【担当課：社会福祉課】

法定の制度に基づき、障害福祉サービスの提供を行います（別表）。また、障がい者が必要とするサービスを適切に受給できるよう、制度の広報・周知を徹底します。

◇サービス利用者数：5,876人（平成28年度中の延利用者数）

※児童通所支援サービスを除く。

（別表）障害福祉サービスの概要

訪問系サービス	介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動の支援までを総合的にを行います。
		同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時において移動に必要な情報の提供や、その他必要な援護を行います。
		行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や、その他行動の際に必要な援護を行います。
		重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
		短期入所	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
		療養介護	病院などの施設で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。（機能訓練と生活訓練があります。）
		就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画により行います。
		就労継続支援	一般企業等で働くことが困難な人に働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
居住系サービス	訓練等給付	就労定着支援 ※平成30年度から新設	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者に対して、就労に伴う生活面の課題について、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や、障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等のサービスを提供します。
		自立生活援助 ※平成30年度から新設	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
		共同生活援助（グループホーム）	地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。
	介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間に入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
補装具費の支給			義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の購入費又は修理費を支給します。

- ◎訪問系サービス：在宅で訪問を受けたり、外出時等に利用するサービス
- ◎日中活動系サービス：施設等で昼間に利用できるサービス
- ◎居住系サービス：入所施設等での住まいの場におけるサービス

2-7 障害福祉サービスの供給確保（継続）

【担当課：社会福祉課】

障害福祉サービスの必要量を確保・供給できるよう、既存事業所の体制の充実及び新規事業所の参入を促進します。

◇市内サービス事業所：22 事業所

施策の方向3 地域生活支援事業の充実

障害福祉サービスのうち、市町村が地域の実情に応じて実施するものとして地域生活支援事業があります。法定の必須事業のほかに任意事業を設定して地域での生活に必要な支援を実施します。必須事業のうち、未実施の事業については、今後の課題として実施について検討していきます。

《必須事業：2-8～2-13の事業》

《任意事業：2-14～2-19の事業》

〈基本事業〉

2-8 相談支援事業（充実）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

相談支援事業所において、一般相談・特別相談に応じるほか、サービス等利用計画の作成や地域移行・地域定着への支援等を包括的に実施することで、障がい者の地域生活に不可欠な相談支援体制を充実・強化します。

また、障がい児については、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業所による専門的な支援を実施します。

いずれの相談においても、気軽に相談できるよう周知に努めます。

◇一般相談件数：1,040件 専門相談件数：25件

※一般相談：訪問、来所、電話等により受ける相談

※特別相談：障がい者自身やその家族である相談員が、障がい当事者と同じ立場に立って相談を受ける暮らしの相談や、こども発達相談センターに出向いて応じる相談

2-9 成年後見制度利用支援事業（充実）

【担当課：社会福祉課】

成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者に対して県央地域定住自立圏で行う「成年後見支援事業」と連携し、制度の周知・啓発を行うとともに、制度の利用を支援することで障がい者の権利擁護を推進し家族の将来不安の解消等を図ります。

2-10 意思疎通支援事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

聴覚・言語・音声機能等の機能障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣することによりコミュニケーション支援を行います。また、制度に関する周知徹底を行い、利用促進を図ります。

◇利用件数：35件

2-11 日常生活用具給付事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

重度障がい者が円滑な日常生活を送れるよう、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費（リフォーム）の給付を行います。

また、障がい者の日常生活に合った給付と、利便性の向上を図るため、対象種目や基準額の見直しなどを適宜実施します。

◇給付等件数：1,006 件

2-12 移動支援事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

障がい者等が円滑に外出することができるよう、移動の際の介助を行います。

なお、重度の視覚障がい者については、「同行援護」として障害福祉サービスの個別給付で対応します。

◇利用者数：40 人 利用延べ時間：4,689 時間

事業所数：17 事業所

2-13 地域活動支援センター事業（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

通所事業として、創作的活動や生産活動の機会の提供、生活訓練や社会適応訓練等を行うことにより、障がい者の自立促進と生活の質の向上を図ります。また、制度に関する周知を行い、利用促進を図ります。

◇市営事業所（登録者数）：1 か所（28 人）

広域利用事業所（登録者数）：3 か所（46 人）

※平成 29 年度より広域利用事業所は 2 か所

2-14 訪問入浴サービス事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

重度の身体障がい者に対し、移動入浴車により訪問して入浴介助を行います。

◇利用件数：352 件

2-15 巡回専門員派遣事業（継続） *事業名変更

【担当課：こども課（こども発達相談センター）、学校教育課（教育支援センター）】

子どもの発達に関する知識を有する専門員が、保育所（園）、幼稚園等を巡回し、施設等の職員や子どもの発達に不安を感じている保護者に対する発達相談を実施し、発達障がい等の早期対応のための助言等の支援を行います。

◇巡回施設数：11 箇所 訪問回数：104 回（延べ）

相談件数：32 件（延べ）

2-16 自動車運転免許取得費・改造費助成事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

身体障がい者の自動車運転免許取得費用及び自動車改造費用について助成し、就労及び社会参加を支援します。

2-17 日中一時支援事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

障がい者等に日中における活動の場を提供することで、家族の就労を支援し、また、介護者の一時的な休息を確保して負担軽減を図ります。

◇利用者数： 145 人 利用延べ回数： 8,486 回

事業所数： 30 事業所

2-18 障がい者虐待防止対策支援事業（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者からの通報、虐待を受けた障がい者からの届出を受理し、障がい者虐待の未然防止と虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援、並びに養育者に対する支援を行います。また、障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加を促進するために虐待防止に関する広報・啓発を行います。

◇相談件数：2 人（延べ） 研修会参加者数：105 人

2-19 更生訓練費給付事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がい者に対して更生訓練費（訓練に係る消耗品等の補助、通所のための経費の補助）を支給し、社会復帰の促進を図ります。

◇利用者数：45 人

施策の方向4 在宅サービスの基盤整備

障がい者が、地域で快適に安心して生活を送るため、必要な環境整備を行います。制度対象の基本となる障害者手帳の交付や障がい者相談員の設置、専門的相談に応じるためのマンパワーの確保のほか、日常生活にかかわる各種事業については、障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業を軸として、包括的に実施・提供します。

〈基本事業〉

2-20 障害者手帳の交付（継続）

【担当課：社会福祉課】

身体障害者手帳は、基準に則り適切な発行に努めます。また、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は適切な交付事務に努めます。

2-21 タクシー利用助成事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

在宅の障がい者、要介護認定者及び難病患者に対してタクシー券を交付し、通院にかかる負担を軽減します。

◇利用者数： 239 人

2-22 福祉有償運送運営協議会設置事業（継続）

【担当課：社会福祉課】

心身の状態により公共交通機関の利用が困難なかたの移動の支援を目的として、NPO 法人等が実施する福祉有償運送を適切に実施するため、地域の代表、利用者の代表、タクシー会社等の関係機関による協議会を設置・運営します。

◇有償運送実施団体：5 事業所 利用登録者数： 109 人

2-23 障がい者相談員事業（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

障がい者福祉の増進に熱意を持ち、地域の実情に明るい者として身体障がい者本人あるいは知的障がい者の保護者に、障がい者相談員の業務を委託します。障がい者が持つ悩みの相談に応じるほか、指導や助言、関係機関の連絡調整等を行います。

◇相談員数：身体障がい者相談員 4 人、知的障がい者相談員 1 人

2-24 日常生活自立支援事業（継続）

【担当課：社会福祉協議会】

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が安心して生活できるよう日常生活に必要な福祉サービスの手続きや金銭管理の支援を行います。

2-25 配食サービス事業（継続）

【担当課：介護長寿課】

ひとり暮らしの高齢者や身体が虚弱な高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障がい者に対して定期的に食事を届けることで、食生活の安定と健康維持を図るとともに、安否を確認し孤独感を解消します。

2-26 紙おむつ等購入費助成事業（継続）

【担当課：介護長寿課】

在宅の寝たきり又は認知症の高齢者、重度の身体又は知的障がい者、障がい児が使用する紙おむつ等を購入する際に、その費用の一部を助成することにより、介護に当たる家族の精神的・経済的負担を軽減します。

2-27 障がい者対象公営住宅の整備（継続）

【担当課：建築課】

障がい者対応の市営住宅の維持・管理を行います。なお、障がい者対応住宅は鷺内住宅の2戸、バリアフリー対応住宅は鴻巣住宅（段差無し・手すり設置、51戸）、及び静駅前住宅（段差無し・手すり設置、70戸）となっています。

2-28 専門職マンパワーの確保（継続）

【担当課：社会福祉課、健康推進課、こども課】

特に精神障がいや発達障がいの相談支援の強化・充実のために、ひだまりやすまいるなどに精神保健福祉士、心理士等を配置して、マンパワーの活用を図ります。

◇配置数：精神保健福祉士 2人、心理士：1名

施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援

地域で自立した生活を送る上での第一の基盤は、経済面の安定です。そのため、障害年金や各種手当、各種減免の制度については、対象者がもれなく受給等できるよう制度の周知を実施するとともに、福祉資金の貸付等も活用しながら経済的自立を支援します。

〈基本事業〉

2-29 障害基礎年金の支給（継続）

【担当課：保険課】

障害年金は、障がい者が経済的自立を図るうえで極めて重要な枠割を果たすものです。国民年金加入中に、一定の保険料納付要件を満たしているかたが一定の障がい者の状態になったとき、老齢基礎年金の受給資格を満たしているかたが60歳から65歳になるまでに障がい者になったとき、又は20歳前に障がい者になったとき、請求等の手続きを支援します。

2-30 特別障害給付金の支給（継続）

【担当課：保険課】

無年金障がい者を救済するために国民年金制度の発展過程に生じた特別な事情を考慮し福祉的措置として支給されるもので、国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金を受け取れないかたで障害基礎年金の要件と同じ障がい者であるかたの給付金請求等の手続きを支援します。

2-31 特別児童扶養手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童の生活の向上に寄与するため、その児童を扶養している保護者に対し手当の受給手続きを支援します。

◇対象児童数：手当1級 56人、手当2級 45人

2-32 特別障害者手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

在宅で身体や精神に常時特別な介護を必要とする著しく重度な障がいを持つかたに対し、経済的負担の軽減のため手当を支給することで福祉の増進を図ります。

◇支給者数：45人

2-33 障害児福祉手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

在宅で身体や精神に常時介護を必要とする重度の障がいをもつ20歳未満の児童に対し、経済的負担の軽減のため手当を支給することで福祉の増進を図ります。

◇支給者数：31人

2-34 経過的福祉手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

改正法施行の前日（昭和61年3月31日）において福祉手当の受給資格を持つ20歳以上の人で、特別障害者手当支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金を支給されない人に支給することで福祉の増進を図ります。

◇支給者数：2人

2-35 在宅障害者（児）福祉手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

在宅の重度の障がい者又は障がい児を介護しているかたに手当を支給することにより、介護するかたとその家族の福祉の増進を図ります。

◇支給者数：障がい者 134人、障がい児 70人

2-36 難病患者福祉手当の支給（継続）

【担当課：社会福祉課】

難病患者に対し手当を支給することにより、心身の安定と福祉の増進を図ります。

◇支給者数：338人

2-37 心身障害者扶養共済制度（継続）

【担当課：社会福祉課】

障がい者の保護者が扶養共済に加入し、加入者（扶養義務者）の死亡時や障がい者になったなどの事態に備えます。加入者の死亡時や障がい者になったなどの際には、被扶養者に対して共済年金が支給されます。

2-38 外国人高齢者及び重度身体障害者福祉手当の支給（継続）

【担当：介護長寿課】

市内に居住する外国人高齢者及び外国人重度障がい者に対し福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。

2-39 生活福祉資金の貸付（継続）

【担当：社会福祉協議会】

低所得者や障がい者、高齢者に対し資金の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲を助長します。

2-40 税や各種割引・減免制度の周知（継続）

【担当：社会福祉課】

障害者手帳の交付に伴い、その等級に応じて税金や公共交通機関等の料金、公共料金、各種施設の利用料等、各種の減免・割引制度に該当するため、その周知を図ります。

基本目標3 教育・育成の支援

現 状

「那珂市障がい者プラン策定のためのアンケート調査報告書(平成29年度実施)」によると、発達障がいがあると回答した人の割合は全体の10.2%であり、知的障がい者では45.2%、精神障がい者では20.0%となっています。学齢期では、46.7%が小・中・高校の普通学校へ、36.7%が特別支援学校へ通学しています。なお、平成29年5月1日時点で、市立小・中学校の特別支援学級に在籍する子は154人(在校児童・生徒数の3.70%)、近隣の特別支援学校6校に在籍する子は、小・中・高等部の合計で78人です。

学校や施設などへの要望としては、「周囲の障がい児理解」や「教材・カリキュラムなどの工夫」、「放課後や長期休暇等の対応」の割合が高くなっています。

また、放課後や長期休業中など、幼稚園や保育所、学校等にいる以外の時間に希望する過ごし方としては、「児童発達支援、放課後等デイサービスを利用したい」との声が多く挙げられています。

◇「障がい者アンケート」による基本目標の評価

基本目標	項 目	H29 目標値	H29 現状値	H35 目標値
教育・育成の推進	* 障がい児の教育・育成(全体)	55%	55.9%	85%
	* 障がい児の教育・育成(障がい児)	40%	37.0%	60%

課 題

障がい児の乳幼児期から成人まで、それぞれの年齢に対応したきめ細かい育成支援には、保健・医療・福祉・保育・教育・雇用等の関係機関が連携して、総合的な支援を行うことが必要です。

幼稚園・保育所等への就園時や小学校就学時には、特に相談支援が重要となります。保護者との信頼関係を背景に、特別支援学校の選択も視野に入れながら、関係機関による一貫した支援が望まれます。

また、発達障がいについては、早期の発見と適切な指導がその後の社会性の獲得に大きな役割を果たすため、こども発達相談センターを中心に、障がい児やその家族に対する支援の充実が求められます。

- ・ 施策の方向1 障がい児の育成支援
- ・ 施策の方向2 特別支援教育の推進

施策の方向1

障がい児の育成支援

乳幼児健診等における早期発見により、適切な治療や療育指導へとつなげることに始まり、その後、成長段階に応じて関わる関係機関が連携体制を緊密にすることで、終始一貫した支援を実施します。

〈基本事業〉

3-1 障がい児保育（保育所・幼稚園等）（継続）

【担当課：こども課、学校教育課】

保育所や幼稚園等に日々通所し集団保育が可能な障がい児に対し、保育士等を加配し、障がい児への適切な保育を実施します。また、発達障がい児等に対しては、こども発達相談センターと連携を図ります。

3-2 家庭児童相談事業（継続）

【担当課：こども課】

家庭相談員を配置し、不登校、生活習慣、機能障がい、非行等の子どもの養育、児童虐待に関することについて、関係機関と連携を図りながら相談や支援を行います。

1-6 就園及び就学時健康診断（継続） ＊再掲

【担当課：学校教育課】

幼稚園入園あるいは小学校入学時に実施する健康診断の機会に、発達の遅れや機能障がいの早期発見を図ります。また、そのような児童がいた場合には、必要に応じ関係機関との連携を図ります。

3-3 就学指導の実施（継続）

【担当課：学校教育課】

教育支援委員会の設置により、障がい児に対し適正な就学指導を実施します。

3-4 障がい児支援体制の構築（継続）

【担当課：社会福祉課、こども課、健康推進課、学校教育課、社会福祉協議会】

障がいの発見から療育、保育、教育、就労等の各ライフステージに対応し、地域での成長を一貫して支援するため、関係機関の連携体制を作り、障がい児の将来に向けた自立と社会参加の促進を図ります。

3-5 発達障がい児等の相談、支援事業（充実）

【担当課：こども課（こども発達相談センター）】

心身の発達に遅れ、あるいはその疑いのある乳幼児及びその保護者、また、関係者の総合的な相談窓口として、保健、福祉、医療及び教育の各関係機関と連携を図りながら相談や支援、療育等を行います。

3-6 障がい児通所支援の充実（継続）

【担当課：社会福祉課】

発達の遅れなどによる機能障がいの気づきから療育へ、早い段階で適切な支援につなげるため、療育の場として地域の障がい児通所施設の確保・充実を行います。

◇障がい児通所施設への通所者数： 102 人

3-7 児童虐待の防止（継続）

【担当課：こども課、健康推進課、学校教育課】

児童虐待については、相談体制の整備とともに医療機関や市の乳幼児健診、保育園や幼稚園、小中学校等からの情報等を活用して早期発見に努めます。また、発見に至った際には、迅速な相談支援により対応し、重大な問題があるケースについては児童相談所と協議し、ネットワーク会議を開催して問題の解決を図ります。

施策の方向2 特別支援教育の推進

特別支援教育コーディネーターや学習指導員の配置、特別支援学級や通級での指導等により障がい児の学習を支援します。また、「障がい」への理解を深めるため、教職員に対して研修を行うほか、児童・生徒については、学校教育における体験学習等をとおして「豊かな心」を育てます。

〈基本事業〉

3-8 特別支援教育コーディネーターの配置（継続）

【担当課：学校教育課】

各学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、小学校及び中学校における特別支援教育の推進・充実を図ります。

◇配置校数：全校 配置数：14人（各校1人以上）

3-9 障がい児学習指導員の配置（継続）

【担当課：学校教育課】

障がい児の在籍する学級に、学習指導のための非常勤講師を配置し、一人ひとりの能力や適性に応じたきめ細かな指導を行います。

◇配置校数：小学校8校・中学校1校 配置数：9人

1-10 スクールカウンセラー配置（継続） ＊再掲

【担当課：学校教育課】

小学校・中学校にスクールカウンセラーを配置し、教育支援センターと連絡、連携して、暴力行為、いじめ、不登校等の児童・生徒の問題行動等諸課題の未然防止、早期発見及び早期解決を図ります。

また、特別支援教育専門家派遣事業を活用し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への支援について専門的な助言等を受け、特別支援教育の充実を図ります。

◇スクールカウンセラー配置数：3人（6校） 相談件数：804件

◇特別支援教育専門家派遣回数：22回（5校）

3-10 通級指導の実施（継続）

【担当：学校教育課】

小学校の通常の学級に在籍する軽度の障がい児に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、通級指導教室で能力や適性に応じた指導を行います。

◇通級学級数：2学級 通級児童数：18人

3-11 特別支援学級（継続）

【担当課：学校教育課】

小学校及び中学校に知的障がい、自閉・情緒障がい、言語障がいの特別支援学級を設置し、障がい児に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて必要な支援を行います。

◇設置数（在籍者数）：小学校 8校・23学級（93人）

中学校 5校・11学級（47人）

3-12 教職員等研修の実施（継続）

【担当課：学校教育課】

障がい児が通常の学級へも在籍している現状から、教職員の特別支援教育に対する理解を深めるため研修を行います。

3-13 福祉教育・交流教育の実施（継続）

【担当課：学校教育課】

「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関と連携してボランティア活動等、地域での体験学習や特別支援学校の児童・生徒との居住地交流活動を実施することで「豊かな心」を育成し、教職員と児童・生徒の障がい者理解が深まるように取り組みます。

3-14 学校施設のバリアフリー化（継続）

【担当課：学校教育課】

障がい児が支障なく学校生活を送れるように学校施設のバリアフリー化を進めます。

- ◇小学校：スロープ8校、障がい者用トイレ（校舎7校、体育館3校）、エレベーター2校
- 中学校：スロープ4校、障がい者用トイレ（校舎4校、体育館1校）、エレベーター1校、車椅子用階段昇降車1校

基本目標4 雇用・就労の支援

現 状

「那珂市障がい者プラン策定のためのアンケート調査報告書(平成29年度実施)」によると、今後、正規雇用のほかパートや就労支援事業所も含め、何らかの形で「働きたい」と考えている人は15.0%となっており、特に精神障がい者では「パートなど生活にあわせて働きたい」、知的障がい者では「就労支援事業所で働きたい」の割合が高く、障がいの特性に応じた働き方を望む声が多く挙げられています。

また、現在仕事をしている人は、仕事の内容について「満足・どちらかといえば満足」77.6%に対し、「どちらかといえば不満・不満」19.4%と、概ね満足というかたの割合が大きく上回っていますが、障がい別にみると、知的障がい者で概ね不満の割合がやや高くなっています。

また、障がい児の保護者においても、学校教育終了後の進路対策として、一般企業への就職促進53.3%、就労支援事業所等の充実46.7%、職業訓練機関の充実26.7%など、就労関連の要望が多くを占めています。

◇「障がい者アンケート」による基本目標の評価

基本目標	項 目	H29 目標値	H29 現状値	H35 目標値
雇用・就労の支援	* 雇用の場・就労の場の確保	35%	40.8%	65%
	* 職業訓練・職業能力の開発	40%	45.1%	65%

課 題

雇用の確保は、自立した地域生活を経済的に支えるために不可欠であり、また、「働きたい」という意欲に応えるためにも、就労先の開拓が必須です。そこで、ハローワークを中心とした関係機関と連携して企業等とのマッチングを図るとともに、企業等に対しては障がい者雇用に関連する各種法制度や助成制度の周知を図り、障がいに対する理解啓発を進める必要があります。

また、一般就労へステップアップするための技能獲得の場として、障害福祉サービスの訓練給付を提供する就労支援事業所の確保と充実を図ると共に、就労後の職場定着を支援する体制の整備が求められます。

- ・ 施策の方向1 雇用・就労の場の拡大
- ・ 施策の方向2 職業リハビリテーションの充実

施策の方向1

雇用・就労の場の拡大

求職活動とともに大切なのが、生活面の安定です。そこで就労の支援と生活の支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター（県内福祉圏域ごとに1か所所在）」を活用しながら、ハローワークをはじめ関係機関と連携して横断的・総括的に支援します。

また、市内の企業等に対して障がい者雇用への理解啓発を実施するとともに、障がい者が雇用されている企業や障害者就労支援施設等に優先的に官公需を発注すること、継続的な雇用の確保を図ります。

〈基本事業〉

4-1 障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進（充実）

【担当課：社会福祉課、商工観光課、社会福祉協議会】

地域自立支援協議会、障がい者差別解消支援地域協議会、商工会及びハローワーク等関係団体と連携・協力しながら、市内の事業者に対し「障害者差別解消法」の努力義務を周知していくと共に「障害者雇用促進法」に基づく障がい者雇用制度の趣旨の普及・啓発を行い、雇用に関する理解の促進を進めます。

4-2 障害者就労支援事業所等における受注と雇用の促進（充実）

【担当課：社会福祉課】

障害者優先調達推進法の趣旨にのっとり、障害者就労支援事業所や障がい者を雇用する事業所に対して官公需を優先的に発注することにより、障がい者の仕事、賃金の確保と雇用の促進を図ります。また、事業所の受発注センターへの登録の支援など、民間からの受注の拡大についても促進に取り組みます。

◇那珂市役所における平成28年度の調達実績

事業所数：12事業所

調達元課室数 10課室

調達物品等数 24本

調達内容：役務（除草、清掃、印刷製本 等）

物品（弁当、菓子 等）

調達実績額：1,829,935円

4-3 就労支援ネットワークの活用（継続）

【担当課：社会福祉課、商工観光課】

ハローワークをはじめ、「障害者就業・生活支援センター」のネットワークを活用して、障がい者の就労を進めます。

また、庁内においても連絡体制（那珂市就労活動支援推進会議）を活用し、障がい者雇用に関する情報の共有を図ります。

施策の方向2 職業リハビリテーションの充実

就労に対する目標意識を高め、必要な知識や技術等を習得するために、障害福祉サービスとして、就労支援事業所において就労訓練を提供します。また、特別支援学校の卒業者や就労支援事業所の利用者の中で、就労に意欲のある人については、関係機関と連携しながら、各種の障がい者雇用促進の制度を活用し、就職から職場への適応・定着まで支援を行います。

〈基本事業〉

4-4 障害福祉サービスによる就労支援事業所の確保（継続）

【担当課：社会福祉課】

障害福祉サービスによる就労支援事業所を確保し、一般就労へ向けた訓練の場を提供します。

◇市内障害者就労支援事業所数：11事業所

4-5 特別支援学校、就労支援事業所等から就労への移行促進（継続）

【担当課：社会福祉課】

特別支援学校卒業後の進路として一般就労へ、あるいは就労支援事業所での就労訓練から一般就労へとつなげるために、各種の障がい者雇用促進の施策を活用しながら、関係機関と連携して継続的に支援します。

基本目標5 社会参加の促進

現 状

「那珂市障がい者プラン策定のためのアンケート調査報告書(平成29年度実施)」によると、月に2～3回程度以上の外出者割合は88.0%で、ほぼ9割の方が月に2～3回程度外出できている状況です。しかし、外出の状況をどう思うかについての質問では、「もっと外出したい」という方が全体で13.9%、特に知的障がい者では17.8%がもっと外出したいと回答しています。

また、この1年間に芸術鑑賞・スポーツ教室・教養講座・旅行等の趣味の活動のほか、障がい者団体や地域の活動等、何らかの社会的な活動に参加した人が38.9%に対し、「今後参加したい」と回答した人は51.0%で、潜在的な参加意向は決して低くない状況です。

一方、社会的な活動に参加しなかった人に、その理由をうかがったところ、「ひとりで出かけられない」が31.0%、「どんな活動があるかわからない」が29.9%と多数挙げられており、“移動と情報のバリア”により社会参加が阻害されている現状があります。

◇「障がい者アンケート」による基本目標の評価

基本目標	項 目	H29 目標値	H29 現状値	H35 目標値
社会参加の促進	* 情報保障・コミュニケーション支援	45%	47.5%	65%
	* 月に2～3回程度以上の外出者割合	95%	88.0%	95%

課 題

障害者基本法では、共生社会をめざす上で、すべての国民が機能障がいの有無によって分け隔てられることなく、あらゆる分野の活動に参加するなどの機会が確保されなければならないこと、さらには、障がい者が活動に参加する際などには、「合理的配慮」をしなければならないこととされ、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

障がい者の社会参加を促進するためには、「合理的配慮」を施した上で各種活動の機会を提供することや、さまざまな地域の情報を広く周知することが重要です。それとともに、社会的障壁の除去、道路・交通のバリアフリー化、福祉サービスによる移動の支援やコミュニケーション手段の確保等、総合的に環境が整備された「住みよいまち」であることが必要です。

- ・ 施策の方向1 文化・スポーツ活動等の振興
- ・ 施策の方向2 情報提供・コミュニケーション支援の充実
- ・ 施策の方向3 選挙における投票行動の促進

施策の方向1 文化・スポーツ活動等の振興

文化・スポーツ・レクリエーション活動については、生きがいや楽しみを向上させる活動であるとともに、健康を保持・増進するための活動としても位置づけ、参加を支援します。また、障がい者に対して活動への参加を促すばかりでなく、開催する側における「合理的配慮」について意識の啓発を行います。

〈基本事業〉

5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（充実）

【担当課：生涯学習課、社会福祉課】

障がい者の体力増進や交流促進を図るため、スポーツ・レクリエーション教室の開催においては、障がい者が参加しやすい種目や環境の整備に取り組みます。 —

5-2 スポーツ大会への参加促進（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

「茨城県身体障害者スポーツ大会」や知的障がい者の「茨城県ゆうあいスポーツ大会」への参加を支援します。

5-3 芸術・文化活動への参加促進（継続）

【担当課：生涯学習課、社会福祉課】

障がい者が各種生涯学習事業に参加する際や、障がい者団体が文化活動を実施する際に協力・支援を行います。

5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮（充実） *事業名変更

【担当課：生涯学習課、社会福祉課】

市や各種団体が主催する文化・スポーツ活動において、障がい者の参加を進めるため、それぞれの障がいに応じた「合理的配慮」を行うとともに普及・啓発を実施します。

5-5 障がい者の読書環境の充実（継続）

【担当課：生涯学習課、社会福祉課】

市立図書館においては、読書環境を整えるため、大活字本や点字資料などの障がい者サービス用資料を定期的に購入します。また、来館できない方に対する配送サービスや印刷物を利用することが困難な方に対する対面朗読サービスなどの充実を図ります。

◇代読ボランティア登録数：4人

5-6 障がい児の参加する生涯学習事業（充実）

【担当課：生涯学習課】

「ふるさと教室」の開設を通して、障がい児が参加できる事業を実施するとともに、健常児との交流を進めます。

5-7	障がい者交流事業（継続）
-----	--------------

【担当課：社会福祉協議会】

社会参加や自立訓練のため、障がい者や障害福祉サービス事業者、関係者が互いに交流し、情報交換、相談を行える機会や場所を設けます。

施策の方向2

情報提供・コミュニケーション支援の充実

地域社会の総合的な情報提供を保障するため、機能障がいの特性に応じた方法により情報を提供するとともに、コミュニケーションを円滑にするための支援を実施します。

〈基本事業〉

2-10 意思疎通支援事業（継続） ＊再掲

【担当課：社会福祉課】

聴覚・言語・音声機能等の機能障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣することによりコミュニケーション支援を行います。また、制度に関する周知徹底を行い、利用促進を図ります。

◇利用件数：35 件

5-8 情報のバリアフリー化の推進（継続）

【担当課：秘書広聴課、政策企画課、社会福祉課、社会福祉協議会】

広報紙等の公的な発行物や、ホームページ、案内表示や窓口対応等について、障がい者の程度や要求に応じながら、音訳やルビを振ったわかりやすい版の作成、支援機器の活用などわかりやすく情報が入手できるように合理的配慮を行います。

施策の方向3 選挙における投票行動の促進

障がい者が投票を行う際の配慮として、各種選挙の選挙情報の提供、投票所のバリアフリー化を進めます。また、公職選挙法における郵便等による不在者投票制度について周知・啓発を行います。

〈基本事業〉

5-9 選挙情報の提供（継続）

【担当課：総務課、社会福祉課】

視覚障がい者への対応として、選挙公報等の情報を音声で記録して配布することについて、障がい者支援団体等と連携・協力して実施します。

5-10 郵便等投票制度の周知・啓発（継続）

【担当課：総務課、社会福祉課】

投票所に行くことができない障がい者等が自宅において投票をし、選挙管理委員会に郵送する制度について周知・啓発を行います。

5-11 投票所のバリアフリー化（充実）

【担当課：総務課】

障がい者だけでなく、投票をする人の利便性向上のため、スロープや手すりを取り付ける等、バリアフリーの環境を整備します。また、歩行が困難な人のために車椅子を配置します。

基本目標6 住みよいまちづくり

現 状

「那珂市障がい者プラン策定のためのアンケート調査報告書(平成29年度実施)」によると、本市のまちづくりへの取り組みについて、「満足」・「どちらかといえば満足」と回答した割合は下表のとおりであり、バリアフリーのまちづくりと防犯・防災対策の満足度がやや低くなっています。

また、その他の項目についても、目標値の達成には至っておらず、誰もが満足を感じられる住みよいまちづくりの達成には、まだまだ多くの課題が残されている状況です。

障がい者理解の面では、平成28年に施行された「障害者差別解消法」について、機能障がいの有無に隔てられることなく、約半数のかたが「知らなかった」と回答しており、さらなる周知・啓発などの活動が必要です。

◇「障がい者アンケート」による基本目標の評価

基本目標	項 目	H29 目標値	H29 現状値	H35 目標値
住みよいまちづくり	* 障がい者理解についての啓発・広報	60%	56.4%	70%
	* バリアフリーのまちづくり	45%	44.3%	65%
総合	* 身近な人の障がい者「理解度」	70%	57.0%	70%
	* まちの「住みよさ度」	70%	66.3%	80%
関連項目	* 福祉関係ボランティア活動の促進		64.1%	
	* 障がい者(児)の防犯・防災対策		48.5%	

課 題

障がい者が住みやすいまちは、誰にとっても住みやすいまちとなります。このユニバーサルデザインの考え方を念頭に置き、快適で安全な「住みよいまちづくり」を実現するため、ソフト・ハード両面のバリアフリー化の推進、防犯・防災対策の徹底、ボランティア活動や団体活動等による地域の支援体制の構築等、あらゆる視点から環境整備を図る必要があります。

また、障がいを理由とする差別の解消の推進に向けて、広報・啓発の充実を図るとともに、各種イベントの開催や福祉教育・交流教育を通じて、地域全体で障がい者差別の防止・解消に向けた取り組みを推進していく必要があります。

- ・ 施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備
- ・ 施策の方向2 災害時支援・防犯対策の推進
- ・ 施策の方向3 地域支援体制の整備
- ・ 施策の方向4 機能障がいのある人についての理解の促進

施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備

物理的・制度的・心理的・情報という“4つのバリア”のうち、特に物理的なバリアは、障がい者はもとより高齢者や子ども等の社会的弱者といわれる人々にとっては、生活する上で大きな支障となります。このバリアを取り除くため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、市の施設をはじめとする公共的施設のバリアフリー化を推進し、生活・移動環境の整備を行います。

〈基本事業〉

6-1 福祉ガイドマップの作成（充実）

【担当課：社会福祉課】

市内のバリアフリーの整備状況を把握することで、障がい者の移動の利便性を確保し、社会的障壁の除去につなげます。また、マップの作成に当たっては、専門家を含め関係機関と連携・協力します。

6-2 公共的施設のバリアフリー化（充実）

【担当課：社会福祉課、都市計画課、建築課、生涯学習課】

市の施設（道路、公園を含む。）をはじめ、人が多く集まる商業施設や駅等の公共的な施設について、市の整備計画や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいてバリアフリー化を推進するとともに、事業者に対しては、バリアフリー設備の設置について合理的配慮の提供に関する周知・啓発を進めます。

6-3 道路・交通安全対策の推進（継続）

【担当課：土木課、都市計画課】

道路の歩道・車道の分離、段差解消、誘導ブロック敷設、障がい者用信号機の設置等、障がい者の移動環境の整備と安全対策を進めます。

6-4 交通手段の確保（充実）

【担当課：政策企画課】

那珂市地域公共交通連携計画に基づき、鉄道駅から遠くバス路線もない地域等、買い物や通院などの日常生活の移動手段に不便をきたしている地域住民の交通手段の確保を図ります。また、障がい者をはじめ地域住民にとって利便性が高く、利用しやすいデマンド交通の運行体制や県央地域定住自立圏などにおける広域運行を検討するとともに、障がい者が理解しやすい内容での情報提供や、周知広報を推進します。

6-5 市の附属機関等への障がい者の参画、登用（継続）

【担当課：社会福祉課】

市の施策、方向性を決めていく各種の審議会や委員会において、障がい者等の当事者の声を直接反映することができるよう、障がい者や障がい児の保護者が委員に参画することについて推進します。併せて、その際に障がい者が必要とする移動支援、意思疎通支援事業等を活用して合理的配慮を行うなど、環境整備を推進します。

施策の方向2 災害時支援・防犯対策の推進

「地域防災計画」に基づく対策を基本とし、災害の発生時には「避難行動要支援者支援制度」や「あん・しん・ねっと事業」による支援体制のもとで安否確認や避難誘導を行い、障がい者の安全を確保します。また、消費者犯罪に対する防犯対策を実施します。

〈基本事業〉

6-6 地域防災計画の推進（充実）

【担当課：防災課】

「地域防災計画」に基づき災害時における障がい者の支援体制を整備するとともに、避難場所の周知や防災訓練の実施等により、一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

6-7 避難行動要支援者支援体制の構築（充実）

【担当課：防災課、社会福祉課、介護長寿課、社会福祉協議会】

市の「避難行動要支援者支援制度」と、社会福祉協議会の住民主体による見守りあいの「あん・しん・ねっと事業」、市内3か所の地域包括支援センターにおいて要支援者の情報が確認できるよう構築されたシステムとの連携により、災害時の避難支援を実施します。

6-8 緊急時の情報配信の徹底（充実）

【担当課：防災課、社会福祉課】

緊急時等における防災無線による情報が確実に配信されるよう、聴覚障がいがあり登録をしているかたへ放送内容をファックスで送信します。

6-9 消費者被害の防犯対策の推進（充実）

【担当課：環境課、社会福祉課】

障がい者が被害にあわないよう、消費生活センターにおいて、消費者トラブルの相談、消費生活情報の周知と消費者被害の未然防止のための広報・啓発を行います。

施策の方向3 地域支援体制の整備

社会福祉協議会は、民間の自主的な活動の中核として住民参加の福祉活動を推進する一方で、行政が実施する施策を補完する機関としても重要な役割を担っています。市と社会福祉協議会とが“両輪”となって地域福祉を推進するために、今後更に連携を深めていきます。

また、障がい者虐待の未然防止や当事者団体の活動支援をとおして、障がい者が安心して生活するための地域支援体制を整備します。

〈基本事業〉

6-10 社会福祉協議会との連携（充実）

【担当課：社会福祉課】

社会福祉協議会は、独自の福祉事業はもとより、多方面にわたる市の事業を受託しており、地域福祉推進の実質的な担い手として位置づけられます。今後も、連携を強化していきます。

6-11 障がい者の虐待防止（継続）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

障がい者に対する虐待を防止するため、障害者虐待防止センターを設置して、24時間 365 日通報・相談が可能な体制を整えて関係機関との連携を強化し、虐待の予防と早期発見に努めます。

また、予防普及啓発のための研修会を継続して実施していきます。

◇緊急一時避難施設：4 事業所

保護実績：なし

6-12 ボランティア活動の振興（継続）

【担当課：市民協働課、社会福祉課、社会福祉協議会】

協働のまちづくりを推進する一環として、「市民活動支援センター」を拠点とし、ボランティアの人的資源の掘り起こしや活動の振興を進めます。

6-13 障がい者団体等活動支援（充実）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

障がい者団体や家族会等の活動は、当事者の互助的な役割のみならず、障がい者理解や福祉の充実を推進するための社会に向けた発信の場でもあります。引き続き、活動の活性化を支援します。

施策の方向4 機能障がいのある人についての者理解の促進

障害者基本法では、機能障がいの有無によって分け隔てられることなく、基本的な権利を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること、障がいを理由として差別や権利利益を侵害してはいけないことが定められています。

「障害者週間」は、これらの“基本原則”についての関心と理解を広く国民の間に深め、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の社会活動に参加することを促進するため設けられているものです。

この「障害者週間」をはじめとして、随時、機会をとらえて障がい者理解のための広報・啓発を実施するとともに、子どものうちから「豊かな心」を育むため、学教教育における福祉の教育を進めます。

また、平成28年4月には障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取扱い」をすることと、「合理的配慮をしないこと」は、障がい者を差別することになります。機能障がいがあっても社会生活に苦慮することがないように、社会的障壁除去等の周知・啓発を実施します。

〈基本事業〉

3-13 福祉教育・交流教育の実施（継続） ＊再掲

【担当課：学校教育課】

「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関と連携してボランティア活動等、地域での体験学習や特別支援学校の児童・生徒との居住地交流活動を実施することで「豊かな心」を育成し、教職員と児童・生徒の障がい者理解が深まるように取り組みます。

6-14 障がい者理解についての啓発・広報の推進（充実）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」に基づき、機能障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

障がい者差別解消相談室や市広報紙、ホームページのほか、講演会や研修会、障害者週間（12月3日～9日）における取り組み等を通して周知・啓発を行うことで、市民の障がい者理解を図ります。

また、市職員等については、市職員対応要領に基づき、「障がい者差別解消職員研修会」を継続的に実施し、スキルアップも考慮していきます。

6-15 障がい者差別の防止（新規）

【担当課：社会福祉課、社会福祉協議会】

「障がい者差別解消相談室」及び「障がい者差別解消支援地域協議会」において、障がい者やその家族その他関係者からの機能障がいを理由とする差別に関する相談に対応するとともに、紛争の防止や解決を図るため、必要な体制を整備します。

第3章 重点事業と計画の推進

第1節 ライフステージ別重点事業

1 ライフステージ

人は、出生から就学・就労を経てリタイアするまでの間、人生の節目節目で生活が大きく変わります。障がい者にとっても同様に、ライフステージが変化するときには、必要な支援やサービスも変化します。

そこで、障がい者の一生を“乳幼児期・児童期・青年期・成人期・高齢期”の5つのステージに区分し、それぞれの時期に必要な事業を重点事業として設定します。

2 重点事業

第2章で設定した基本事業の中から、ライフステージに応じた重点事業を選定・推進することで、年齢やライフステージ・ライフスタイルに応じて、いきいきと充実した生活が送れるよう支援します。

第1部 障がい者計画

◇ ライフステージ別重点事業（一覧表）

基本目標	施策の方向	通番	番号	基本事業	ライフステージ別				
					乳幼児期	児童期	青年期	成人期	高齢期
1 保健・医療の充実	健康づくり・障がい予防の推進	1	1-1	乳幼児健康診査事業	○				
		2	1-2	乳幼児訪問事業	○				
		3	1-3	乳児健康相談事業	○				
		4	1-4	成人健康診査事業				○	○
		5	1-5	成人保健指導事業				○	○
	こころの病の予防・支援対策の推進	8	1-8	こころの相談事業		○	○	○	○
		9	1-9	うつ病等広報・啓発			○	○	○
		10	1-10	スクールカウンセラー配置		○			
2 地域生活支援の充実	障害福祉サービスの円滑な推進	17	2-3	地域自立支援協議会の運営			○	○	
	障害福祉サービスの基盤整備	20	2-6	障害福祉サービスの給付			○	○	
	地域生活支援事業の充実	22	2-8	相談支援事業	○	○	○	○	
		31	2-17	日中一時支援事業	○	○	○	○	
3 教育・育成の支援	障がい児の育成支援	55	3-1	障がい児保育（保育所・幼稚園等）	○				
		58	3-4	障がい児支援体制の構築	○	○			
		59	3-5	発達障がい児等の相談・支援事業	○	○			
		60	3-6	障害児通所支援の充実	○	○			
	特別支援教育の推進	64	3-10	通級指導の実施		○			
		65	3-11	特別支援学級		○			
		67	3-13	福祉教育・交流教育の実施		○			
4 雇用・就労の支援	雇用・就労の場の拡大	69	4-1	障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進			○	○	
		70	4-2	障害者就労支援事業所等における受注と雇用の促進			○	○	
5 社会参加の促進	文化・スポーツ活動等の振興	74	5-1	障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業			○	○	○
		77	5-4	文化・スポーツ活動における合理的配慮		◎	○	○	○
		79	5-6	障がい児の参加する生涯学習事業	○	○			
	情報提供・コミュニケーション支援の充実	81	5-8	情報のバリアフリー化の推進			○	○	○
6 住みよいまちづくり	バリアフリーの生活環境整備	86	6-2	公共的施設のバリアフリー化	○	○	○	○	○
		88	6-4	交通手段の確保			○	○	○
	災害時支援・防犯対策の推進	91	6-7	避難行動要支援者支援体制の構築			○	○	○
		95	6-11	障がい者の虐待防止			○	○	
	地域支援体制の整備	97	6-13	障がい者団体等活動支援			○	○	○
		98	6-14	障がい者理解についての啓発・広報の推進	○	○	○	○	○
	障がい者理解の促進	99	6-15	障がい者差別の防止（新規）	●	●	●	●	●

●新規 ◎追加

＜Ⅰ＞ 乳幼児期（胎児・新生児から就学前まで）

- 1 妊産婦及び乳幼児について、心身の健康管理による疾病予防を進めます。
- 2 機能障がいの早期発見・早期対応と、地域での療育指導体制の整備・充実を行います。
- 3 家族への支援も含めた相談支援を実施します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-1 乳幼児健康診査事業
	1-2 乳幼児訪問事業
	1-3 乳児健康相談事業
地域生活支援の充実	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
教育・育成の推進	3-1 障がい児保育（保育所・幼稚園等）
	3-4 障がい児支援体制の構築
	3-5 発達障がい児等の相談、支援事業
	3-6 障がい児通所支援の充実
社会参加の促進	5-6 障がい児の参加する生涯学習事業
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-14 障がい者理解についての啓発・広報の推進
	6-15 障がい者差別の防止（新規）

＜Ⅱ＞ 児童期（小学校入学から中学校卒業まで）

- 1 交通事故やスポーツ事故等の不慮の事故防止や、いじめや不登校等から引き起こされるこころの病の予防に努めます。
- 2 普通学校における特別支援学級等の設置や、施設のバリアフリー化等による受け入れ体制を充実します。
- 3 「豊かな心」を育成する教育や、障がいのある子と障がいのない子との交流教育を進めます。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-8 こころの相談事業
	1-10 スクールカウンセラー等配置
地域生活支援の充実	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
教育・育成の推進	3-4 障がい児支援体制の構築
	3-5 発達障がい児等の相談、支援事業
	3-6 障がい児通所支援の充実
	3-10 通級指導の実施
	3-11 特別支援学級
	3-13 福祉教育・交流教育の実施
社会参加の促進	5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮（追加）
	5-6 障がい児の参加する生涯学習事業
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-14 障がい者理解についての啓発・広報の推進
	6-15 障がい者差別の防止（新規）

＜Ⅲ＞ 青年期（高校入学から25歳頃まで）

- 1 学校生活から社会生活へステージが大きく変化する中、不慮の事故や薬物依存の防止とともに、こころの病の予防を行います。
- 2 障がい児の進学や就労について、関係機関と連携を強化しながら卒業後の生活を支援します。
- 3 充実した地域生活が送れるよう、障がい者理解の推進を図りながら、通所事業所や余暇活動等の受け入れ態勢を充実します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-8 こころの相談事業
	1-9 うつ病等広報・啓発
地域生活支援の充実	2-3 地域自立支援協議会の運営
	2-6 障害福祉サービスの給付
	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
雇用・就労の支援	4-1 障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進
	4-2 障害者就労支援事業所等における受注と雇用の促進
社会参加の促進	5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮
	5-8 情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-4 交通手段の確保
	6-7 避難行動要支援者支援体制の構築
	6-11 障がい者の虐待防止
	6-13 障がい者団体等活動支援
	6-14 障がい者理解についての啓発・広報の推進
	6-15 障がい者差別の防止（新規）

＜Ⅳ＞ 成人期（25歳頃から64歳まで）

- 1 健康診断の実施により生活習慣病等の予防・早期発見を行います。
- 2 働きざかりに障がい者になった際は、障害福祉サービスによる自立訓練や就労訓練をとおして、日常生活や職場への復帰を支援します。
- 3 相談支援事業の活用により、居住の場の確保や就労支援等、障がい者の生活向上を支援します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-4 成人健康診査事業
	1-5 成人保健指導事業
	1-8 こころの相談事業
	1-9 うつ病等広報・啓発
地域生活支援の充実	2-3 地域自立支援協議会の運営
	2-6 障がい福祉サービスの給付
	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
雇用・就労の支援	4-1 障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進
	4-2 障害者就労支援事業所等における受注と雇用の促進
社会参加の促進	5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮
	5-8 情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-4 交通手段の確保
	6-7 避難行動要支援者支援体制の構築
	6-11 障がい者の虐待防止
	6-13 障がい者団体等活動支援
	6-14 障がい者理解についての啓発・広報の推進
	6-15 障がい者差別の防止（新規）

＜V＞ 高齢期（65歳以上）

- 1 要介護状態になることを予防するため、健康診断の実施による疾病の早期発見とともに、こころの病の予防を実施します。
- 2 生きがいや楽しみを向上させる文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加を進めます。
- 3 65歳以上の人は介護保険制度の対象となるため、障害福祉サービスとの連携・調整を行い、適切なサービス提供により地域での生活を支援します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-4 成人健康診査事業
	1-5 成人保健指導事業
	1-8 こころの相談事業
	1-9 うつ病等広報・啓発
社会参加の促進	5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮
	5-8 情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-4 交通手段の確保
	6-7 避難行動要支援者支援体制の構築
	6-13 障がい者団体等活動支援
	6-14 障がい者理解についての啓発・広報の推進
	6-15 障がい者差別の防止（新規）

第2節 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の確実な推進をめざし、事業実施の進捗状況を点検・評価するために、次の機関を設置します。

◇障がい者プラン推進委員会

推進委員会は、学識経験者、福祉関係団体代表（当事者を含む。）、市関係代表によって構成され、障がい者プランの進捗状況の点検・評価を行うとともに、適宜、改善策を協議します。

◇障がい者プラン推進ワーキングチーム

ワーキングチームは、推進委員会の補助機関として、市内の障がい者プラン関連部署の代表によって構成されます。

2 事業の評価

障がい者プランのうち、「障がい者計画」において設定した「ライフステージ別重点事業」について、年次ごとに進捗状況の点検・評価を行います。

まず、障がい者プラン推進ワーキングチームにおいて、必要な調査・検討を踏まえて評価・点検を行った上で、その結果をもとに、障がい者プラン推進委員会において最終評価を行います。

また、「基本事業」については、ワーキングチームの各委員がその担当する事業について、市の行政評価システムに準じて事業評価を行います。

なお、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（第2部参照）の変更策定に当たっては、あらかじめ地域自立支援協議会や障がい者差別解消支援地域協議会に意見を聴取し、必要な対策を実施します。

3 基本目標の評価

本計画では、基本理念『ともに暮らし ともに輝くために』のもと、施策推進の“道標”として6つの基本目標を定めています。この基本目標についての評価は、計画の最終年度に実施することとし、次期計画策定に向けた見直しの根拠とします。

なお、前回の計画改定時に実施したアンケート調査結果（平成25年度）をもとに、平成29年度における「目標値」を設定していましたが、「目標値」を上回ったのは全14項目中7項目にとどまりました。ただし、「月に2～3回程度以上の外出者割合」を除き、全ての項目で前回の数値を上回るとともに、12の項目で過去最高の数値となっていることから、一定程度は基本目標に掲げる施策が推進されてきている状況ともいえます。今回の結果を踏まえ、今後も引き続き基本目標の推進に向けた各種障がい者施策の充実を図っていきます。

また、今回実施したアンケートから把握できた「現状値」をもとに、計画の最終年度（平成35年度）における「目標値」を以下の通り設定します。

基本目標	項 目	H25 現状値	H29 目標値	H29 現状値	H35 目標値
保健・医療の充実	*「こころの病」の予防・支援対策	33.3%	45%	45.3%	65%
	*保健・医療・福祉などのネットワーク	44.3%	60%	52.7%	65%
地域生活支援の充実	*福祉サービス等の相談体制	56.3%	65%	65.9%	80%
	*福祉サービスの利用しやすさ	54.3%	60%	62.2%	75%
教育・育成の推進	*障がい児の教育・育成(全体)	38.3%	55%	55.9%	85%
	*障がい児の教育・育成(障がい児)	23.3%	40%	37.0%	60%
雇用・就労の支援	*雇用の場・就労の場の確保	26.1%	35%	40.8%	65%
	*職業訓練・職業能力の開発	31.3%	40%	45.1%	65%
社会参加の促進	*情報保障・コミュニケーション支援	36.1%	45%	47.5%	65%
	*月に2～3回程度以上の外出者割合	90.5%	95%	88.0%	95%
住みよいまちづくり	*障がい者理解についての啓発・広報	48.3%	60%	56.4%	70%
	*バリアフリーのまちづくり	31.4%	45%	44.3%	65%
総合	*身近な人の障がい者「理解度」	55.8%	70%	57.0%	70%
	*まちの「住みよさ度」	58.1%	70%	66.3%	80%

